

令和7年12月15日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

本日の委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、17日水曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りします。日程については、日程案によりたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部の説明を受けることにします。

なお、補正予算のうち、人件費の説明は部長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思ひますので御了承願ひます。

#### 《産業振興推進部》

◎西内委員長 最初に、産業振興推進部について行ひます。

部長の総括説明を求めます。

◎濱田産業振興推進部長 提出議案等について、総括的に御説明いたします。

まず、一般会計補正予算について、2ページ、産業振興推進部補正予算総括表を御覧ください。

総額で4,400万円余りの増額補正となっております。これらは全て人件費に関するものとなりますので、一括して御説明いたします。

人件費補正の主な理由としましては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改正を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。

また、会計年度任用職員改定分につきましても同様に計上しております。

最後に、各種審議会の審議経過等について御報告しますので、3ページを御覧ください。

10月から11月にかけて、高知県関西・高知経済連携強化アドバイザー会議、高知県産業振興計画フォローアップ委員会を開催しましたので、その審議概要を記載しております。内容の説明につきましては、割愛いたします。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行ひます。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

これで、産業振興推進部を終わります。

#### 《観光振興スポーツ部》

◎西内委員長 次に、観光振興スポーツ部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小西観光振興スポーツ部長 観光振興スポーツ部からは、令和7年度一般会計補正予算議案と、高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案の2つについて御審議をお願いするものです。

なお、補正予算議案における人件費補正については私から一括して説明し、各課からの説明は省略いたします。

2ページ目、②議案説明書の補正予算の総括表を御覧ください。

真ん中の補正額の欄の一番下の計にあります、513万4,000円については、正職員や会計年度任用職員の人件費の増額補正をお願いするものです。

人件費補正の主な理由につきましては、職員の新陳代謝や給与月額の変動などによるものです。

次に、3ページをお願いいたします。こちらは追加提出の議案説明書となっております、2,000万円の増は、スポーツツーリズム課の予算について、高知ユナイテッドスポーツクラブに対する支援事業のための増額補正をお願いするものでして、詳細は担当課長より説明いたします。

このほか、3件の債務負担行為をお願いしております。

内容としましては、引き続きバリアフリー観光相談窓口を設置するための経費や、今後も寄港が見込まれます外国客船の受入体制充実に向けた経費、そして障害者スポーツセンターの管理のための経費となっております。

7ページになります。併せまして障害者スポーツセンターにつきましては、指定管理の更新の時期であるため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会を指定管理者として指定するための議案も提出いたしております。

このほか、報告事項が1件あります。

9月議会でも御報告いたしました、新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について御報告いたします。

詳細は、それぞれ担当課長より説明いたします。

最後に、8ページになります。当部が所管する審議会、高知県スポーツ振興県民会議に

ついて資料をつけております。

私からは以上です。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈観光政策課〉

◎西内委員長 最初に、観光政策課の説明を求めます。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 それでは、当課の令和7年度12月補正予算案について、御説明いたします。

まず、資料の1ページです。バリアフリー観光相談事業等委託料1,217万3,000円の債務負担行為をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、2ページを御覧ください。

本委託業務は、誰もが安心して高知県観光を楽しめる受入態勢を整えることで、満足度の向上とさらなる誘客につなげるため、バリアフリー観光に関する相談窓口を設置するものです。

資料の左側を御覧ください。バリアフリー観光を推進するため、県が実施しております取組の概要となります。

このうち、今回の補正でお願いするのは、紫色の帯で記載しておりますバリアフリー観光相談窓口運営事業となります。

下にこれまでの実績としまして、今年11月末時点の状況をお示ししております。令和2年6月に相談窓口を設置して以降、バリアフリー観光に関する相談件数は年々増加しております。

資料の右側を御覧ください。補正予算の概要としまして、委託業務を大きく3つにまとめております。

まず1つ目としまして、観光相談窓口を高知市中心部に設け、通年で運営いたします。また、窓口での相談内容を、宿泊事業者など観光事業者と共有することで、バリアフリー観光の推進につなげます。

次に2つ目として、受入態勢の強化に向けたセミナーを開催いたします。その内容は、障害特性や、実際に御案内する際の支援方法などを学ぶものです。来年はよさこい高知文化祭が開催されますことから、その事業を実施団体に対象を広げて実施したいと考えております。

加えて3つ目としまして、各事業者の抱える課題解決に向けて、アドバイザーを個別に派遣する支援も行ってまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 先日、オーテピアであったセミナーに参加させていただきまして、ありがと

うございました。相談件数も年々増加されているということですが、具体的にどんな相談があって、それをどういうふうに解決しているのか概要を教えてくださいらと思います。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 障害のある観光客御本人様や介助者の方から、車椅子の利用できる観光施設や宿泊施設についての問合せ、あるいは施設の入場料に障害者割引があるかどうか、バリアフリー対応のトイレがあるかなどの御相談を受けております。私どもの相談員のほうが、実際に施設のほうの状況にある程度把握しておりますので、その情報を御提供する形で推進しております。

◎細木委員 来年もよさこい高知文化祭があって、結構全国からおいでだと思いますけれども、何かハード面というか、具体的に予算も伴うことで改善せないかんとところとか課題があったら教えてくださいませんか。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 ハード面ですと、直接的に事業者の方々が整備されるものだと思うんですけども、私どもとしまして、来年度特にセミナーで実施してみたいと思っておりますのは、企画の展示方法ですとか御案内の方法などです。実際の現場のスタッフの方々が、慣れていらっしゃる事業実施団体等もあると思っておりますので、そういった方々に向けて御案内を差し上げて、実技も含めてセミナーとかで研修を受けていただけたら、気持ちよく御案内していただけたらと考えております。

また車椅子の介助ですと、補助用具などの御紹介もしておりますので、そういったことを通じまして、施設設備とかで参考になりそうな器具等は御紹介できると考えております。

◎細木委員 具体的に高知市内を回遊するとなったら、道路の傾斜であるとか、砂利で車椅子がなかなか進みにくいということもありそうな気もするんです。それとよく視覚障害者の方から、店の前にいろんなものがあり過ぎて、そういうものに当たって転倒したりする恐れがあるという要望なんかも聞いたことがあります。町なかの改善すべき点みたいなのが何かあったら。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 現在、この観光相談窓口が、高知市の京町商店街の中に設置している関係で、先ほど委員から御指摘のありました店先の展示物とかが少し障害になってしまう場面をお伺いしたことがあります。そういった場合に、受託者であるNPO法人が、移動支援をしており専門性がありましたので、そういったことも活用して、商店街の方々と意見交換をし、店の運営者に、できるだけ店先の展示物が障害になることがないようにお願いをした経緯もあります。今回よさこい高知文化祭で来県される方がおいでになることを踏まえまして、そういった活動も併せてさせていただければと考えております。

◎坂本委員 若干関連する部分もあるかと思うのですが、ハード面に対する整備は

事業主体というふうな言い方をされましたが、一方で、問合せ相談件数の中の具体例として、バリアフリートイレの紹介もありました。これはやっぱり高知市と一緒にあって整備していかないと、周辺にバリアフリートイレが少なく、特に商店街の西側は一定の公共施設などがあってそこで利用できるけれども、東側には少ないということも本会議で指摘させていただいた。高知市で、いろんな整備の検討はされているようではすけれども、そこはなかなか事業主体ではできないことですので、そういったことを含めて、どのようになっているのか。

それとあわせて、今事業者が入られている商店街の場所の問題もあって、事務所自体がバリアフリーになっていないことなどを含めた検討というのは、ぜひ県もいろんな知恵を貸す必要があるんじゃないかなと。特に、これからいろんな形でニーズが増えてくる中では、そういったことに対応していけるような支援をお願いしたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長** まず前段に御指摘がありました高知市中心部につきましては、委員おっしゃったとおりいろいろと整備する要望もあると思います。実際のところ公園等の設備になりましたら高知市になると思います。去年から継続して意見交換などもさせていただいておりますけれども、すぐできますという返事を頂いている状況ではありませんので、そこは実施主体としての考えなども尊重しながら、県の意見などもお伝えさせていただければと思います。

また、去年の御指摘を受けまして、昨年度高知市中心部のバリアフリートイレのマップなども作成して配布を続けております。御案内の面では、まずそういったところも活用しながら、初めて来られた方々にバリアフリートイレがどこにあるのかといった御案内は続けさせていただきたいと思っております。

また、後段のところにつきまして、受託者で構えておられる場所の整備は、一義的には受託者のほうで対応されると思いますが、バリアフリー化に関しての御支援や御相談には、当然乗っていく立場にあると考えております。今後の動向も拝見し、また高知市の商店街の中の対応もありますので、そういった方々と意見交換をさせていただきながら、できる支援を考えてまいりたいと思います。

**◎坂本委員** もともとはてんこすの前に炎天下でも車椅子を準備するところから始まっています。商店街の中に事務所を構える時には、市と県が一生懸命場所探しも含めて協力して、事務所がスタートしたときに、県の職員の方も列席されて、そのオープンを祝った経過もあります。ぜひ、これからも力を入れていただきたい。バリアフリー観光は、伸び代のある観光分野だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**◎土居委員** 目的が、誰もが安心して高知観光を楽しめる受入態勢を整えることで満足度の向上ということが挙げられているんですけれども、県として満足度をどのようにチェッ

クしているのかということと、現時点での満足度はどういう評価をされているのかお聞きしたいと思います。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 バリアフリー観光相談窓口には、来所者のアンケートなども置かせていただいておりますが、観光客の方々が回答していただける率は低く、なかなか数値的な評価は難しい面があります。実際に相談窓口で御案内を差し上げた後に、お礼の手紙あるいはメール等も頂いたり、高知に旅行に来られた帰りに、わざわざ顔を見せていただいて、お礼の言葉を頂いたりということも相談員から伺っております。そういった面では丁寧に対応したことに対しての満足度は、一定評価をしていただいているのかなと考えております。

◎土居委員 国民文化祭に向けた受入態勢という面で、バリアフリー観光が重要になってくると思うんですけども、それに向けて、相談窓口を含めた相談体制の周知や認知度向上の取組、相談受付件数に対する目標値があれば教えていただきたいと思います。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まず周知につきましては、来年度に向けまして、よさこい高知文化祭の実行委員会が設けております専用サイトと、本県でバリアフリー観光相談のための特設サイトを設けております。こちらにつきましては今年度早い段階で相互にリンクをさせていただいて、それぞれを見ていただく、あるいは文化祭の前後で観光が誘発されるような周知を図っているところです。

また後段につきまして、現時点では産業振興計画上等の取組では目標値を設けておりませんが、少しでも伸ばしていきたい、右肩上がり相談を承っていききたいという意欲はありますので、定量的なものはなかなか難しいとしても、相談員とも話しまして、できるだけ周知を図っていきます。また、特設サイトについても、見ていただけるような仕組み、コンテンツの充実などを図ってまいりたいと考えております。

◎依光委員 バリアフリー観光の相談に、たくさんの方が来られているということで、とてもうれしいことだと思います。私もそこでお世話になった人からすごく丁寧に対応してくださって助かりましたという声を去年聞いたことでした。令和6年度にはトラベルヘルパーの利用者はなかった、それを受けて利用できるよということ、昨年モニターツアーを実施したという話を聞きましたが、今年状況はどうでしょうか。

もう1点、障害特性や支援方法等への理解促進セミナーの開催は、来年のよさこい高知文化祭に向けてもとても大事なことだと思います。そのセミナーを開催するに当たっての参加者というのは、施設の方だけでしょうか。どういう方に呼びかけているのか、参加者はどのぐらいいたのかお伺いいたします。

◎谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長 まず前段のモニターツアーにつきましては、令和6年度に実施しております。こちらは旅行会社に情報発信をしていただく企画でしたので、実際に商品化の検討ができるようなものの開発を意図して

お願いした経緯があります。高知駅から出発するツアーを組んでいただきまして、10月に聴覚障害者の方を含む4人の御家族に、実際に回っていただいた経緯があります。そのコースでの課題や施設の状況について御意見を頂いて、商品化に当たっての課題ということでの御提起も頂いたところです。またこの模様につきましては、先ほど申し上げました県の特設サイトで、実際にこういったツアーが組めたということで、ツアー商品としての御紹介もさせていただいているところです。

実際のコースでいきますと、高知駅を出発して、龍河洞、アンパンマンミュージアム、朴ノ木公園、のいち動物公園、伊尾木洞、海洋堂スペースファクトリーなんこく、高知城、日曜市など、香美市から高知市にかけてのコースを設定させていただいたところです。

また後段に御質問頂きましたセミナーの御案内につきましては、従来ですと市町村、地域の観光協会の方々、宿泊施設や観光施設の方々に御案内を差し上げております。これに付け加えまして、来年度はよさこい高知文化祭が事業として既に計画されています。その中で全国障害者芸術・文化祭の事業が28あるとお伺いしていますので、こういった事業のそれぞれの運営者ですとか、あるいは会場の運営者の方々にもお声掛けできればと考えております。

◎**依光委員** 相談窓口で車椅子等を貸出しとありますが、車椅子以外の補助用具も貸している状況ですか。

◎**谷脇観光政策課企画監（おもてなし推進担当）兼おもてなし室長** 相談窓口を運営されている受託法人であるNPO法人が、移動支援の事業もされている関係で、補助用具を既にお持ちになっています。相談窓口にこられた方がお使いになれるようにそういった補助用具を常備しており、日常的に貸出しをされています。

またセミナーでは、どれぐらいの力で軽減できるのかといったことを実際に学んでいたほうが、施設での導入につながると考えまして、スタッフの方に実技で使っていただくこともさせていただいております。

◎**依光委員** ぜひセミナーでより多くの人に勧めてほしいと思います。

◎**金岡委員** 観光政策課の減額補正1,009万5,000円について説明をお願いします。

◎**中村観光政策課長** こちらにつきましては、主に正職員の人件費となっております。今年度、民間から職員を受入れたことがありまして、当初正職員の人件費等を積んでいたんですけれども、その人件費の負担がなくなったことが、約1,000万円減の主な部分になっております。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で、観光政策課を終わります。

#### 〈国際観光課〉

◎**西内委員長** 次に、国際観光課の説明を求めます。

◎谷内国際観光課長 それでは、国際観光課の12月補正予算案について、御説明いたします。

資料の1ページです。客船受入等業務委託料2,554万2,000円の債務負担行為をお願いするものです。

債務負担行為としておりますのは、来年度の最初の寄港が4月1日に予定されておりますことから、本年度内に契約をし、準備を始める必要があるためです。

事業の詳細につきまして、御説明いたします。資料2ページをお願いします。

本委託業務は、外国クルーズ船の受入態勢の充実を図り、高知旅の満足度を高めることで、外国クルーズ船のさらなる誘致と、高知へのリピーターの確保につなげるために実施するものです。

資料右側のグラフにお示ししておりますように、今年度は過去最高となる98隻の寄港が予定されており、このうち77隻がこれまでに寄港しております。来年度は、今年度と同じ98隻の寄港が見込まれております。

委託業務の内容は、資料左側を御覧ください。白の枠囲みの1つ目、①市街地受入業務は、はりまや橋観光バスターミナルに臨時観光案内所を設置し、高知新港と高知市中心市街地の間を往復するシャトルバスの利用者を対象に、通訳スタッフによる観光案内やパンフレットの配置などを行うものです。

なお、乗客定員が1,000名以下の26隻につきましては、乗客が少なく、シャトルバスの乗客も少ないことから、案内所は設置しない予定です。また、2隻が同時に寄港する日が10日ありますので、実際に設置する回数の62回で予算計上しております。

その下の、②渋滞対策業務は、乗客定員4,000名もしくはツアーバス100台以上の客船の場合に、高知城周辺の渋滞対策を実施するものです。具体的には、高知公園駐車場などのツアーバス受入れに当たっての安全対策としまして、誘導警備員や通訳スタッフの配置を行うもので、来年度は3回を見込んでおります。

この2つの業務を一括して事業者へ委託して実施します。高知新港岸壁での受入対応を行う土木部や高知市商店街の皆様など関係機関と連携し、乗客の皆様へのおもてなしの充実と、市街地で安心して観光できる体制整備を図ってまいります。

説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 外国客船受入業務、期待もするんですが、今、中国との関係が非常に緊迫しているところです。中国からの渡航制限というような措置もやられているそうですけれども、現時点でその影響が何かあるのか。また今後こういった中国からのインバウンド誘客の施策への影響の見込みは、どのように想定されているのかお聞きいたします。

◎谷内国際観光課長 現時点におきまして、中国客船のキャンセルの予定、連絡は来てお

りません。今後、中国の観光情報の動向を注視してまいりたいと考えております。

◎土居委員 分かりました。委託先の業務としてアンケート調査の実施があるんですけれども、このアンケート調査は、県としてどのように活用していくつもりかお聞きします。

◎谷内国際観光課長 客船の利用者にアンケートを実施し、今後よりよい環境整備を整えていくために活用しております。具体的には、例えば英語表記がもう少し欲しいとか、多言語での案内表示をしてほしいという御要望を頂いております。今年度はそういったセミナーを充実して行っておりますし、また来年度も実施してまいりたいと考えております。

◎土居委員 アンケートの項目につきましては委託先に任せているのか、それとも県としてこういうことを聞いてほしいというものがあるのか。

◎谷内国際観光課長 県として聞いてほしい内容をまとめております。

◎細木委員 満足度を高めるということで、以前はキャッシュレス決済をできるところが少ないという課題もあったと思うんですけど、最近の動向はどんな状況でしょうか。

◎谷内国際観光課長 現在、県内の主要な観光施設で、飲食や物販をしているところが205施設あります。このうち、キャッシュレス決済が57%の116施設で導入されていると聞いております。このキャッシュレス決済に加えて、コンビニでありますとか、例えばイオン銀行のキャッシュコーナーからお金が引き出せるといった案内を併せて行っておるところです。

◎細木委員 定員1,000人以下の場合は、臨時観光案内所が開かれていないということなんですけど、1,000人ちょっと切るぐらいだったら、対応してあげたらと思いますが、やっぱり1,000人以下の場合は必要ないんでしょうか。

◎谷内国際観光課長 これまでの実績を見まして、大体1,000人以下ですと、着いた港での御案内でそれほどのトラブルもなく、順調に買物をしていただけていると思っております。

◎細木委員 もう1点。以前にも話をさせていただきましたけど、シャトルバスのない旅行プランの客船があるということをお聞きし、その利用者が三里地域で狭い路地に入って、どこが新港か分からなくなるということです。地域の方から出港が遅れたりしたら大変なので、英語表記、中国語表記のマップを作成し配布して迷わないようにしてほしいという御要望を聞かせていただいたんですけど、そういうトラブル事例や対応は何か考えているんでしょうか。

◎谷内国際観光課長 乗客の中には、少し歩いて三里地区や池公園まで行かれる方もいると聞いております。船ですので帰りの時間が決まっており、できる限りシャトルバスで町のほうまで来ていただくことを船会社をお願いして、皆様が安心、安全に、高知観光を楽しんでいただけるような働きかけを行っているところです。

◎今城委員 国際観光課の予算と港湾振興課の予算は、どういうさびわけになっているんですか。

◎谷内国際観光課長 港に着いた乗客が、はりまや橋のほうに来ていただいて、観光を楽しんでいただくものが当課の予算で、港での受入態勢の整備、乗客の差配を港湾振興課の予算でやっているところです。

◎今城委員 そしたら宿毛湾港へ寄港するときは、国際観光課は関係ないということですね。

◎谷内国際観光課長 今回、国際観光課の予算の中で、宿毛湾港については計上しておりません。

◎今城委員 宿毛湾港も一生懸命よろしくお願いします。

◎谷内国際観光課長 承知しました。

◎金岡委員 国際観光課の減額補正165万9,000円について、どういうものかお伺いしたいと思います。

◎谷内国際観光課長 会計年度任用職員の給与の増額と正職員の給与の見込みが少なくなつたものです。

◎金岡委員 もう1点。市街地受入業務、あるいは渋滞対策業務と書かれておりますけれども、その周辺部の観光地に対する商品づくりはどうなっていますか。

◎谷内国際観光課長 地域観光課と商品づくりに向けたセミナーの開催を行っています。また、当課ではキャッシュレス決済や多言語案内によって、既存の観光資源をより分かりやすくしてもらうような取組をしているところです。

◎金岡委員 周辺部はそうすると、地域観光課になりますか。

◎谷内国際観光課長 商品づくりは地域観光課と一緒にっており、表示や接し方といったものは当課でやらせていただいております。

◎金岡委員 うまく連携をしてやってもらわんといかんと思います。どうしてそういうことを言うかという、バスをできるだけお使いいただいたら、例えばとさでん交通などをいっぱい使っていただいたらいいわけですね。やっぱり周辺の商品づくりが大切なところと言われますので、市街地だけじゃなくて、周辺部についても頑張ってもらいたいと思います。

◎寺内副委員長 来年度の寄港隻数の予定の説明もあつたんですけど、1日に2隻が同時に入る日が10日あるということです。課長から答弁もあつたように、ポートビジネスは港湾振興課ですけれども、寄港してからの観光の分で、高知市内へ2隻同時に入ったとき、国際観光課として受入態勢の整備は大変ではないですか。そのあたりの実情はどうですか。

◎谷内国際観光課長 2隻が同時に寄港する場合は、委託も手厚くしておりますし、当課の職員も1名または2名を高知港やはりまや橋のほうに配置しているところです。

◎寺内副委員長 高知新港は第7-1岸壁、第7-2岸壁、第7-3岸壁、第7-4岸壁というバースがあり、第7-1岸壁はコンテナバース、第7-2岸壁はバルクバースです。

言えば、ばら積みですよ。第7-3岸壁、第7-4岸壁が客船の専用バースですけども、2隻が同時に入ったら第7-3岸壁の定期のところと、バルクの第7-2岸壁へも入ってくるんですね。バルク自体は石炭とか石灰といったものを主体で行っています。今、実情として、土佐山の石灰50万トンと100万トンに増やそうとしており、量が非常に多くなるので、外国船の入港も非常に多くなるんですね。客船が2隻同時に入ってくると、荷役の入港をストップするか、もしくは先に入港しとったら一旦沖出しをせんといかんような状態になるんですよ。そしたら、本来の物流の輸送ルートの日数を多く変更せんといかんところと、それがあるばかりに外国船が入港を見合わせケースなども出てくるので。客船の2隻だけだったら非常にいい形なんですけど、経済効果を考えたときに、本来の貨物の受入れの分で、客船が2隻同時に入ることが高知新港については課題になって、港湾振興課も課題として捉えてくれているところなんです。実情として、クルーズ船は非常に観光振興の分ではいいところではありますけれども、クルーズ船が何千人という大きな船やったらすごく見栄えはいいんですけども、やはりセレブが乗るのは、船型が小さいほう、特に2,000人以下になってくる。1,000人を切ると超セレブが乗る。それが須崎港や宿毛湾港にも行こうとすることがあるんで。今度は高知新港だけやなくして、宿毛湾港や須崎港にも入ることがあったら、また県も力を入れてもらいたいと思うんで、それは要望しておきたいと思います。

◎谷内国際観光課長 誘致は土木部港湾振興課がメインでやっておりますので、また本日の御意見を土木部とも共有させていただいて進めたいと思っております。

◎西内委員長 金岡委員の質問の関連です。市街地では受入業務をやっているということですけども、市街地以外の周辺についても、当然ここからそれぞれのツアー会社との関係でバスが出ておるんですよ。

◎谷内国際観光課長 ツアーバスが毎回出ております。乗客の約75%が下船をされまして、その半分がはりまや橋のほうにシャトルバスで来て、残りの半分がツアーバスで県内各地へ行かれる状況になっております。

◎西内委員長 過去に、いかに下船してもらうために努力していくかという質問もあったし御答弁もあったと思うんですけど、ぜひその割合を伸ばす取組を進めてもらいたい。以前、結構徳島のほうに行かれるという話をお伺いしたと思うんですけども、ぜひ高知県内の近傍に行ってもらえるような事業に、これからも取り組んでいただければと思います。

◎谷内国際観光課長 承知しました。当課も観光コンベンション協会、土木部と一緒にあって、船会社や船会社が差配を依頼をする旅行会社のほうに、高知県内の周遊観光、ツアーバスのお願いを定期的に行っているところです。

◎坂本委員 表示の問題や接し方の問題は、国際観光課ということで。高知城へ来られる観光客は、ほとんど追手門の入り口から入って来られるんですけど、中には県庁から高知城

を見てそのまま上がれると思って来られたが、渡り廊下の下で迷われている外国人観光客の方がおいでます。私もたまたまそういうところに遭遇したので、御案内したんですけれども、渡り廊下の下辺りに、高知城へ行く順路を多言語表示してあげたら、迷わなくて済むのかなど。国内の観光客も同様に、ここからどうやって上がるのかなどということで、滞留される方もおいでますので、その辺はちょっと細かいかもしれませんが表示の工夫をお願いしたらと思います。

◎谷内国際観光課長 承知しました。管財課と協議させていただきます。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、国際観光課を終わります。

### 〈スポーツ課〉

◎西内委員長 次に、スポーツ課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 まず補正予算について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

スポーツ課が所管しております障害者スポーツセンターについて、指定管理者による指定管理を行っておりますが、今年度末をもって指定期間が満了するため、令和8年4月1日から5年間の管理運営委託料の限度額に係る債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、2ページをお願いいたします。第28号議案ですが、これは先ほど申し上げました障害者スポーツセンターの指定管理者に社会福祉法人高知県社会福祉協議会を指定することにつきまして、お諮りするものです。

詳細について、参考資料にて御説明いたします。3ページをお願いいたします。

まず、1施設の概要と2指定管理者の現状と次期指定についてですが、障害者スポーツセンターは、障害者のスポーツの振興及び社会参加の促進を目的に、平成8年4月に現在の高知市春野町に設置したスポーツ施設で、テニスコートやアーチェリー場、グラウンド、プールなどの屋外施設と体育館などの施設があります。現在の指定管理者は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会となっております。

3次期指定の経緯についてですが、令和7年9月5日から令和7年11月4日までの61日間公募期間を設け募集を行ったところ、1者の応募がありました。令和7年11月10日に審査委員会を開催し、高知県社会福祉協議会が次期の指定管理候補者として選定されました。

4指定管理者の推移について、第1期は1年間、第2期、第3期は3年間、第4期以降は5年間で指定管理者を選定しています。第1期及び第2期は、高知県社会福祉協議会の前身である高知県ふくし交流財団、第3期以降は高知県社会福祉協議会を指定しております。

補正予算の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎**依光委員** スポーツセンターの利用状況ですが、令和6年度は前年度と比較し障害者の方々の利用者数が2,500人ぐらい少なくなって、一般利用者が500人ぐらい多くなっています。障害者の利用者数が減った要因は捉えているのでしょうか。それともう1点、現状、令和7年度の利用者数はそれぞれどのようになっているのでしょうか。

◎**前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** 平成8年頃の開館のときから利用者はすごく伸びてきておりました。令和元年度には年間で4万6,000人ぐらいの利用者がいましたが、コロナの影響を受けて減少した後、コロナを明けましても回復が鈍く、令和3年度には3万7,000人、それから徐々に減ってきております。障害者スポーツセンターの所長からも、特に高齢者の利用者がコロナ禍にセンターを利用することができずに、体力の低下などからそのまま利用しなくなったということを知っております。そのあたりについてもまたセンターなどとしっかり対応をとっていかねばならないと思っております。また現状につきまして、まだ詳しくは聞いておりませんが、現在も大体似たような形で推移しております。

◎**細木委員** 前回第6期のときは3者の応募があつて、今回は1団体ですけど、管理代行料というところでは、何か問題など特になかったのでしょうか。

◎**前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** 管理代行料につきましては、資料の中に3億1,330万5,000円とありますが、直近の第6期は3億2,234万4,000円ということで、900万円ぐらい減っております。ただ人件費については、しっかりアウトソーシング単価なんかも見据えて、値上げ分については対応しております。ここで900万円ほど減っているのが、今実施している高知県の障害者スポーツ大会について、指定管理業務から切り離れたことにより、4,000万円ほど減っております。競争原理の関係で、この大会を指定管理の中に入れることで他社が応募しにくいかもしれないので、外したところがあります。ただこの大会については、全国の障害者スポーツ大会の予選も兼ねており、障害者スポーツの競技力の向上にもつながるものですので、県としてはしっかり政策としてやっていきたいということがあり、大会自体を大きく切り離れたことで減額になっております。それ以外に、人件費や光熱費の上昇などを合わせて、少し減額する形になっております。

◎**細木委員** 新県民体育館との絡みもありますけど、この屋外プールですが、利用料は無料らしいですけど、どんな利用状況ですか。

◎**前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** 以前、出先機関調査で行っていただいたと思うんですが、屋外にあってかなり老朽化している状況です。夏場だけ利用され、主に地元の方が来たり、障害を持った方たちが利用していると聞いております。要望としてはやはり屋外なので、できるだけテントのようなものを設置してもらえないかということはよくお聞きしております。

◎**細木委員** 夏場の利用者数は具体的に何人ぐらいですか。

◎**前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** プールにつきましては、令和6年度実績で合計

1,303名の方が利用されております。

◎細木委員 数的に結構多いなと思いますけど。確かに、屋外で夏場だけの利用となったら、なかなか費用対効果という点ではどうなのかなと。やっぱり屋内で通年でできたら一番いいと思いますので、後の体育館の説明のときに聞きたいと思います。

あと、場所がどうしても市内から離れており、公共交通のバスもほとんど便数がない状況です。そういったアクセス面についての利用者からの御意見、御要望などはどんなふう把握されているのでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 やはり公共交通機関がなかなか未発達な状態ですので、利用に関しては家庭で送迎していただいたり、あるいは御本人で運転できる方は車で来ていると思います。ただ、施設でバスを用意しておりますので、イベントのときなどにはバスも活用しながら、施設を利用していただいていると聞いております。

◎今城委員 郡部の方の利用に対してどんなことをやっているのか。出張でスポーツ教室をやったりしているのかどうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知県スポーツ推進計画で障害者のスポーツの振興を、この指定管理の中でもしっかりやっていただくようお願いしておりますので、施設の専門の職員などが出前で回って行ったり、あるいは学校に入っていたりしています。また、社会福祉協議会との連携が強いので、しっかり連携しながら、指導を行っていると考えております。

◎今城委員 積極的にお願いします。

◎金岡委員 妙に分かりにくいので。年度を超えるから債務負担行為と思うんですが、その支出予定額の中に、期間が令和7年度から令和12年度ということで、1年前になるのかなと思っております。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日となっておりますが、ここら辺の兼ね合いを説明してもらえますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 これは契約の債務負担行為になりますので、令和7年度からという書き方をさせていただいており、実際には8年度から12年度までの期間でやることになっております。

◎金岡委員 だから1年ずれるわけですね。そうなんだろうと思いますけど、なかなか頭の中でうまく整理ができんですが、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。その支出については、令和7年度から令和12年度というふうに1年ずれがあるんですが、そういうふうなことでいいんですかね。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 債務負担行為として令和7年度に計上しておりますので、こういう書き方をさせていただいてるということです。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

### 〈スポーツツーリズム課〉

◎西内委員長 次に、スポーツツーリズム課の説明を求めます。

◎山田スポーツツーリズム課長 それではまず、補正予算の歳入について御説明をいたします。1ページ目をお願いいたします。企業版ふるさと納税によりまして2,000万円の寄附の申出を頂きましたので、その額を計上しております。

次に、補正予算の歳出について御説明いたします。2ページ目をお願いいたします。資料右端の説明欄にありますように、企業版ふるさと納税による寄附金を活用しまして、高知ユナイテッドS Cの支援を行うため、サッカークラブ活動支援補助金として2,000万円を計上しております。

次に、詳細につきまして参考資料で御説明いたします。3ページをお願いいたします。先ほど御説明したとおり、今回サッカークラブ活動支援補助金としまして2,000万円の補正予算を計上いたしております。県内外の個人や企業などからの寄附金を財源とします本補助金につきましては、当初予算によりまして3,000万円をお認めいただいておりますが、今回の寄附が確定したことから増額をお願いするものです。

まず初めに、経緯について御説明いたします。高知ユナイテッドS Cにつきましては、9月議会の本委員会において高知ユナイテッドスポーツクラブ、ハラスメント事案に係る経緯としまして詳細を御説明いたしました。6月下旬からハラスメント事案等が発生してございましたため、一連の問題解決が図られるまでスポンサー営業でありますとか、企業版ふるさと納税といったセールス活動ができない状況にありました。今回、11月11日付でクラブから最終的な調査結果と再発防止策が発表されましたことから、同日付でセールス活動を再開したところ、株式会社慶尚様から企業版ふるさと納税2,000万円の寄附の申出が確定しましたので、12月補正で対応させていただくこととしました。

対象事業につきましては、補助先は高知ユナイテッドスポーツクラブ、補助率は定額、補助対象はサッカークラブを運営するために必要となる強化費や遠征費などの経費です。

現在の寄附の状況としましては、資料右下赤枠内にお示しをしております、①ふるさと納税型クラウドファンディングといたしまして、1,953万円が確定をしております。こちらにつきましては、当初4月25日から7月23日まで募集を行いまして、1,985万5,000円の寄附を個人の方から頂いておりますが、一連のクラブの状況を受けまして、県から返金の意向確認をさせていただいたところ、5名、17件の返金の申出が、総額32万5,000円ありましたことから、これを差引きまして1,953万円の寄附額が確定しております。

次に、②企業版ふるさと納税につきましては随時募集を行っております、現在400万円の寄附を頂いております。今回の株式会社慶尚様からの寄附は、こちらの企業版ふるさと納税に該当しますので、サッカークラブ活動支援補助金を増額補正し、クラブを支援するものです。

その他、クラブへの支援としましては、資料左下のサッカークラブ運営会社出資金を当初予算でお認めいただいておりますが、今回の寄附によりまして追加出資額の上限を超えることとなりますので、令和8年1月中をめどに3,000万円を追加出資する予定としております。

以上で、スポーツツーリズム課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 企業版ふるさと納税で2,000万円ということで、大変ありがたい話だと思います。企業版ふるさと納税制度を使うということは、その寄附に対する指導であったり、一定の透明性が求められる制度じゃないかと思うんですけど、その辺は県としては何か把握されておられるのでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 当課は、高知ユナイテッドスポーツクラブと、ほぼ毎日のようにやり取りをさせていただいており、また、当部の部長の小西が取締役として、経営に係る会議等にも適宜参加させていただいております。クラブの決算等については、官報等で公告等もさせていただいておりますので、そういった形でしっかり内部のことについては県としても確認しながら進めているところです。

◎細木委員 ハラスメント事案については、11月11日付で調査結果と再発防止策が発表されたんですけど、ふるさと納税型クラウドファンディングの32万5,000円の返金は、ハラスメントと関連があって受け付けたものか。調査結果と再発防止策について、この委員会でも説明していただけたらと思いますが、影響や今後の対応について、問題点はもうすっかり改善されてこれから健全になるのか。もう本当に選手がかわいそうなので、どういう対応だったのか説明していただけますか。

◎山田スポーツツーリズム課長 クラブからは再発防止策として、秋田監督の事案と山本社長のハラスメントの疑いの事案両方に係るものでありますが、組織体制の見直しによるガバナンス強化として、コンプライアンス規定の整備や周知啓発を徹底すること、各種決裁手続の権限規定等の整備や新たに執行役員制を導入し、GM職を設けて指揮命令系統を見直しすること、スタッフの兼務業務を制限して担当業務に集中できる環境を整備するというところでのガバナンス強化。

2つ目は内部外部相談窓口の設置ということで、内部の相談窓口は総務部と強化部で、外部の相談窓口としましては社外取締役のほうに窓口を設置することになっております。

3つ目は定期的な面談の実施ということで、会長もしくは会長が指名する者がスタッフと年5回程度面談を実施すること。

4つ目は研修体制の強化として全選手、スタッフがコンプライアンス研修を年2回程度受講することとあわせて、Jリーグ主催の研修会にも参加することが再発防止策として発表されております。

◎細木委員 ふるさと納税型クラウドファンディングの32万5,000円は、ハラスメントの対応のことで返金になったのでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 なぜ返金になったのか理由はお聞きしておりませんので、一連の問題によって返金をしたいと。特に秋田監督の事案につきましては、ふるさと納税型クラウドファンディングを募集中に発生しましたので、秋田監督の事案が発生する前に寄附をしていただいた方々にとっては、寄附後に生じた事案になってきますので、返金の意向の確認をさせていただいた結果、5人の方から申出を頂いたということです。

◎細木委員 今後こういう再発防止策もしっかり対応してもらいながら、選手がしっかりパフォーマンスを発揮できるようにしていただきたい。新しい監督の下頑張っていたらと思っています。

あと企業版ふるさと納税について、僕はこの制度をあまりいいとは思ってないんですけど、企業にとっては9割税額控除があるということで物すごくメリットがあります。本当はもうちょっと手が挙がってもいいような気もしますが、そこら辺の周知やセールスの状況はどんな感じでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 企業版ふるさと納税の所管自体は政策企画課になりますが、当課は所管する業務に関連して、特に県外に本社がある企業に話に行った際などに企業版ふるさと納税の話等をさせていただいて、セールスをしている状況です。企業によっては1割負担ではなく、2割、3割負担になることもあります。企業の業績や業況に応じてそれぞれが違いますので、意向がありましたら税理士の方に確認していただくことなどを通して、お願いをしておるところです。

◎坂本委員 9月議会のときに提案があって、阪神の優勝パレードについてもクラウドファンディングをされたが、思ったほど達成率がよくなかったと思うんですけど、その結果は、どういうふうに分けられているのか御報告をお願いしたいんですが。

◎山田スポーツツーリズム課長 阪神の優勝パレードは、まだ決算が上がっていませんので、詳細について確定的なことを申し上げるのは難しいんですが、委員おっしゃったように、クラウドファンディングは100万円の募集でしたが、それに至らず60万円程度というところでした。その代わりに企業の方から一口25万円ということで協賛を頂き、また、観光コンベンション協会からも負担金として60万円円ぐらいを頂いたので、事業費は確保することができております。県内の企業であるとか、県外の企業もいらっしゃったんですけど、一定企業協賛が募集できたことで、開催ができたと思っております。

◎坂本委員 また決算状況がはっきりしたら、御報告頂けることでよろしいですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 パレードの経済波及効果も算出しておりますので、その公表と併せて決算を公表させていただく予定にしております。

◎寺内副委員長 各委員の審議聞かしてもらって、今回の補正予算の分で言うたとき

に、高知ユナイテッドスポーツクラブのハラスメント事案がイメージの部分で大きなマイナスになったと思うんです。ただし選手は中でもJ3に上がって、Jリーグの中で活躍して残留をしましたのですばらしい活躍でもあったと思うんです。大いに県も関わっていますし、他県のような大きなスポンサーもいるわけじゃなく、なかなか大変な中、企業版ふるさと納税とかいろいろ工夫をしながら頑張っているところです。高知ユナイテッドスポーツクラブ自体はこれからJ2を目指して練習も励み頑張っていかなといかんですけれども。要請でもありますが、J2になるためにはサポーターもどんどん増やさんといかんで、これから県民チームとして、可能であれば県も各課を超えて、また高知市が主体にもなりますんで、高知市でもいろんな行政的なイベントに高知ユナイテッドスポーツクラブや選手を使ってもらおうとか。また、このイメージを払拭するためにも選手が積極的にいろんな地域に出て行って、県民と触れ合う機会を大いにつくってもらおうよう、まず迎え水を、行政でつくってやるべきだと思うんですけれども、その点御意見あったら聞かせてもらいたいと思います。

◎山田スポーツツーリズム課長 副委員長がおっしゃるように、このパワハラ事案が高知ユナイテッドスポーツクラブにマイナスの影響を与えたというのは、皆さんも思われているとおりでと思います。そこで、より県民から応援していただくように、選手が県民と触れ合う機会を増やすことは非常に大事なことであり、従前から様々な面で選手に参加していただいています。例えば、カシオワールドオープンでサッカー教室をやるといった形で、全くサッカーファンが集まる場所じゃないところでも、高知ユナイテッドスポーツクラブの選手と触れ合える機会の増加に取り組んできたところです。さらに来シーズンに向けて、様々な機会を通じて選手と県民が触れ合える機会の増加に、県も一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

◎西内委員長 今回、出資がいろいろ増えていっているわけですけど、これは例えば極端な話、どこかが5,000万円入れたいと言ったら、また5,000万円出資が増えていくということですか。そのあたりのアッパーの議論はあるんですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 出資の受入れ自体はクラブとして決定される場所ですので、申出があったからそのまま出資を受け入れるかどうかは分からないですけど、様々なところから出資を頂いて、経営基盤を強化していくところは非常に重要な部分であると思っていますので、そこは県も一緒になって取組を進めていきながら、出資として頂ける分については県も一緒になって話をしていきたいと思っています。

◎西内委員長 5,000万円の出資となると高知ユナイテッドスポーツクラブにおける県の出資バランスはどんな状況になるんですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 現時点の2,000万円の出資で9.35%になり、さらに3,000万円を追加出資したら19.1%になります。

◎西内委員長 高知ユナイテッドスポーツクラブが受け入れる受け入れないの議論もありますが、出資というのは県がある程度リスクを負うことでもあるので、どの辺のラインが適当なのかは、県としていろいろ考え方を持ちながら進めていっていただければと思います。

質疑を終わります。

以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

これで、観光振興スポーツ部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、観光振興スポーツ部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けすることにします。

#### 〈スポーツ課〉

◎西内委員長 新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について、スポーツ課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について御報告いたしますので、報告事項資料の2ページをお願いいたします。

10月22日に開催した第3回検討会において、施設全体構成案を示すとともに、メインアリーナやサブアリーナの年間利用シミュレーション、利用者数と観光消費額などのデータをもとに構成案の検討を行いました。

検討事項の欄を御覧ください。先月13日に高知市長から知事へ、教育的配慮やプールの整備などについて要望がありました。この要望を踏まえ、プールを含む配置案に絞り、隣接するアスパルこうちのグラウンドを全面使用させていただきたい旨を12月1日に高知市に申し入れ、4日の市議会で容認する旨の表明を頂いたところです。12月18日に開催予定の第4回検討会では、配置案に加え整備コストや収支見通しなどを含む基本計画の概要を示し、御意見を頂く予定です。また、現時点では、第6回検討会を2月17日に予定しておりますが、パブリックコメントや関係団体、企業などからの意見をお聞きする期間を十分に確保するため、日程を後ろ倒しして3月中旬から下旬にすることを検討しております。第4回検討委員会でお示しし、再度日程調整をする予定です。なお、基本計画は現在の予定どおり、年度内に取りまとめる予定です。

配置案の詳細については3ページをお願いいたします。まず、資料上段の左側、敷地・施設規模の欄を御覧ください。敷地は、現在の県民体育館、旧南消防署跡地、アスパルこうちのグラウンド全面とし、観客席5,000席のメインアリーナやバスケットボールコート2面に観客席1,000席程度を備えたサブアリーナ、武道館、プールなどを配置いたします。駐車場については、地下駐車場も含め250台以上の設置を目指していきたいと思っております。

右側の特徴・ポイントの欄を御覧ください。メインアリーナは、プロスポーツの試合や

コンサート、展示会などのMICEに対応する規模、機能とし、サブアリーナは、競技大会の開催に必要な規模の確保を目指します。また、屋上には運動や活動のための人工芝などのスペースの設置を検討いたします。高知市から要望のあったプールについては、子供から高齢者、障害のある方まで利用できるユニバーサルなプールの設置を考えております。

資料、下段左側の平面図を御覧ください。現在の県民体育館及び旧南消防署跡地にメインアリーナや武道館、憩いの場を設け、アスパルこうちのグラウンドの敷地にサブアリーナやプールを配置する案としております。

右側の立体図は、建物の高さや広さをイメージできるように表したものです。メインアリーナの高さは20メートル程度、サブアリーナの高さは17メートル程度を想定しております。また、アスパルこうちの建物とサブアリーナは15メートルほど離し、圧迫感の軽減に配慮いたします。今後、検討会での議論や県民の皆様の見解も踏まえて、最終的な配置案を固めていきたいと考えております。

続いて、4ページをお願いいたします。高知市に示した教育的配慮の内容の資料です。アスパルこうちのグラウンド敷地を使用する場合、最大限教育的な配慮を行うこととし、基本計画に盛り込み、設計段階で具体的な内容を反映させてまいります。

高知市教育委員会からの具体的な要望は①から⑥までで、県の対応策はその下に記載しております。①から③までについては関連するので、一体的に回答いたします。

まず、アスパルこうちのグラウンドを全面使用させていただきたいとして、その代替措置として、屋上への人工芝敷設などによる運動や活動ができるスペースをつくり、曜日や時間帯によって優先的に使用いただくこととしています。また、土のグラウンドの使用が必要な場合には、旧高知南中高グラウンドを優先的に使用していただきます。

その下、先ほど御説明しましたが、サブアリーナとアスパルこうちの建物の距離を確保し、建物の圧迫感の軽減に努めることや、アリーナ周辺に花壇や樹木などの自然植栽を設置し、児童生徒が土や草木といった自然に触れられる環境づくりにも配慮いたします。

④は、旧高知南中高グラウンドを含む、市内の公的施設が所管するグラウンドに関する情報提供を行ってまいります。

⑤は、新アリーナ開館後も定期的に施設管理者と高知市教育委員会の協議の場を持つこととしております。

⑥は、現時点で旧高知南中高グラウンドへの照明柱の移設や新設までは考えておりませんが、現在の利用状況も踏まえて、夜間でも使用ができるようグラウンドの一部を照らす照明器具の設置を検討していきます。

右下の青字の四角囲みは、教育面の配慮だけではなく、アリーナの活用により子供たちの健やかな成長を促すことができる取組として例示したものです。アリーナでプロスポーツの試合が見れたり、トップアスリートとともにスポーツを通じた体験学習を行ったり、

アリーナをフィールドとした防災教育など、様々な活用方法があると思いますので、高知市教育委員会とも連携し教育面でのアリーナの活用もしっかりと考えてまいります。

次に、5ページをお願いいたします。これは整備により目指していく姿と取組についてまとめたもので、アスパルこうちのグラウンドの全面使用可否を判断いただく上で高知市長への説明資料です。

上段の四角囲みにあるように、アリーナを核としたまちづくり、地域活性化を進めることで、各分野で一層の振興を図ってまいります。また県内外から、特に若者や子育て世代を中心に集い交流することで、関係人口や交流人口の増につなげてまいります。

まずスポーツ面においては、これまで県民体育館で行われていた中学生や高校生などの県内競技大会はもとより、四国大会、全国大会などでの使用、さらにこれまで開催ができなかったアマチュア競技の全国大会などが開催できる可能性があります。またバスケットボールやバレーボールといった屋内プロスポーツの試合を開催し、県民に感動や熱気を与えるとともに、スポーツの裾野の拡大や競技力の向上に寄与することを目指します。

次に左下、文化・教育・防災面においては、これまで本県で開催ができなかった音楽コンサートなどの開催や、本県ならではのよさこいやアニメ、漫画に関するイベントなどの開催も期待できます。子供たちの健やかな成長を促す場として、先ほどの資料の記載内容と重複いたしますが、例えばプロスポーツの試合への児童生徒の招待やアリーナに関する社会科見学などに、また地震などの災害時には、利用者と地域住民の一時避難場所として、地域防災力の向上にも寄与できると考えます。

右上、観光面においては、今後さらに検討を深めていく必要がありますが、例えばアリーナの利用前後に商店街などへ立ち寄ってもらい、飲食や宿泊による滞在時間の増、観光消費の増を狙う仕組みづくりを進めていきます。また天候に左右されない屋内施設という利点を生かし、観光イベントの会場として利用することが期待され、観客席や憩いのスペース、屋上の芝生スペースは、観光客の方がくつろぐことができる空間にもなります。そうしたイベントや音楽コンサート、プロスポーツなどにより、県外観光客の入り込みもしっかり意識して取り組んでまいります。

右下、経済面を御覧ください。ちばさんセンター大ホールで行われている展示会などの開催は可能と想定しております。また、関西戦略の取組も生かしながら、MICEの誘致も狙ってまいります。アリーナ機能が十分に発揮されるようになったときの経済効果としましては、年間の利用者数約35万人、県外観光客の観光消費額約15.9億円を見込んでおります。

今後、施設を利用されるスポーツ団体や興行主などの意見もお聞きした上で、パブリックコメントを経て、年度内に基本計画を取りまとめてまいります。

以上で、スポーツ課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 最近、ちばさんセンターのイベントがどんな様子か見に行っているんですけど、この間のこうち生協の40周年のイベントは800台の駐車場がすぐ埋まって警察も出てくるみたいな、かなりの大渋滞やったんです。その状況を見たら、駐車場を頑張って250台に増やしましたが、果たしてそういうイベントの代替が新しい県民体育館でできるか、すごく不安になっているんですけど。ちなみにこの250台は、地下駐車場が何台という振り分けの計画は既にできているんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 地上部分が大体100台、地下部分が大体150台程度だと思っております。先ほど言われましたちばさんセンターの800台ということで、大規模イベントに関しては、旧高知南中高跡地のグラウンドといったところが活用できます。旧高知南中高跡地のグラウンドで言うと、車が大体1,000台ぐらいいは置けるんじゃないかと計算しておりますので、例えば主催団体がバスをピストン輸送をするということで対応できるんじゃないかと思っております。

ちばさんセンターへ行くときには、公共交通機関がほぼないので、どうしても皆さんが車で移動することが大前提となってまいります。そういう部分でいきますと、電車やバスが県民体育館の前を走っておりますので、高知市内の県庁周辺にも駐車をしていただいて、公共交通で県民体育館へ来ていただくというような手だてもできるかと思えます。そういったことを含めて250台というのが、ちばさんセンターでイベントをされている方に聞くと、業者としていろいろ荷物を搬入するのもそれぐらいの数が欲しいということもお聞きしております。そういったことを加味して、現在、地下部分も入れて250台で想定しております。

◎細木委員 1,000台置けると言うても、現在、公共交通はなかなか大変な状況で、バスの運転士も不足していて、客船が2隻同時に来たときにイベントとなったら、ほんまにバスを確保できるかみたいなこともすごくリアルにあると思います。やっぱりそれはなかなか不安が払拭できない。バスを活用と言っても費用が要るものなので、本当にイベントの主催者がそこまで負担できるかということもあるので、駐車場問題はそんなに簡単なことではないと思います。

あと、今、市民の方にアンケートを取ってる最中に、縣市トップだけでどんどん進めていくのはいかがなものか。こんなやり方が果たして本当にいいのかという意見が、市民、県民から結構出ているんですけど、年度末にどうしてもゴールを決めんといかんものなのか。何か急がないかん理由があるんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 この県民体育館に関しては、令和6年度から在り方検討会を開催しておりますし、部長から説明があったかと思いますが、県民会議、審議会でも広く県を代表するような方のいろんな御意見も聞きながら、令和7年度には、現在の

検討会も立ち上げて、2年にわたっていろいろ検討してきている状態です。そんな中で、スケジュール的にも今年度末に基本計画を出した上で、基本設計、実施設計をしっかりとやっていく形をできるだけとっていきたいというのが、今の県の考え方です。

◎細木委員 議会の答弁でも、知事からはおおよそ210億円、それから上ぶれもあるというふうな答弁もあったと思うんですけど、210億円のイニシャルコストがかかって、それがちゃんとペイできていくのか。今後の経済波及効果も含めて、いろんなコストを今度の検討会で出されると思うんですけど、そこで本当に詳細につかんじょかんと何か夢物語みたいな、そんながでランニングコストが賄えるかすごく不安です。そういう開催状況もリアルにコストを試算しないと、県民の納得もいかんと思うんです。もちろん僕らもいいものは造りたい思いはすごくあるので、将来世代にわたって、太いものを造ってどうするという事になったらいかんの。そこら辺の試算は県庁内部でやっているのか、専門的、経済的な観点から、本当に冷徹なというか、しっかりしたコストの見込みを出さないと、大体こればあ来てくれるし、こればあイベントもあって、利用料収入で賄えるわということではいかんと思うんです。ランニングコストや今後の将来世代の負担につながるかどうかというところの試算の検討状況を教えていただけたらと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 試算に関しましては、これまでいろいろなアリーナの建設などもされておるJVに委託しております。10年ぐらい前から似たような規模の施設の詳細なデータを取っていただいております、そのデータに基づき、建設費やコンサートの開催見込みといったものをしっかり把握していただきながら、試算していただいております。また県でも、MICEなどちばさんセンターで開催されているような関係のところには足を運んで、いろいろとお聞きをしている状態です。今はまだシミュレーションしたものですので、これができるだけ正確な数字に近づくように、これからいろんなところに足を運んでいろいろとお聞きもして、特に施設部分でどういった対応ができれば使っていただけるか、しっかり検証しながらやっていきたいと考えております。まだ粗い試算ですので、これからさらにしっかり詰めていきたいと思っております。

◎寺内副委員長 この件については本会議でも質問もあつたりして、直接課長のところじゃないんですけども、ちばさんセンターとの関係です。アリーナ計画の中で、ちばさんセンターがどうなるのかという答弁があつたんですけど、基礎自治体である市町村は、公共マネジメント計画ということで、どれぐらい人口が減少し、今の財政力で公共施設を持てるかということで、これぐらい縮小せんといかんというのを先に決めています。それで議会も総論賛成、各論ではやっぱり疑義があつたりしているところはあるんですけど、どうしても公共マネジメントでは必要なところを議論していかんといかん状態ですので、市町村は本当に悩んでいます。また、実情どこもが総論で、もう縮小していくことは確実に行わなければもたないんで、それで動いていってます。そのときに、私は本会議の答弁を

聞いとして、ぜひ県もこういった1つのちばさんセンターの問題ですけど、公共マネジメントを県はこうしているというのを、市町村に見せる立場からもしっかりと議論していただいて。私は、ちばさんセンターの在り方は、こちらへ集約という、またその分については国もこれを進めていってますので、それを介したときに有利な起債という対応の答弁もありましたけど、それなんかを示すことも、市町村を先導する立場では非常に大事な点だと思います。この答弁はほかの部になると思います。私はちばさんセンターを集約して、こちらで行うということには大いに賛成するところですので、公共マネジメントの、いわば市町村を先導する形での議論というのは大いにやっていただきたいと思うので、その点はお願しておきたいと思います。

2点目が、高知新聞には、今課長から説明があった知事から高知市長に、高知市長はどのようなことを高知市議会に求めているか、説明しているか、そのこともいろいろ出ました。地元の潮江地区として、前にも当委員会でお話ししましたが、プールについては、既存地で建ててほしいということを知事と市長に潮江地区連合会、町内連合会から要望をした。それから水泳関係者の高知県マスターズ水泳協会としても、知事と市長にはプールを現在地で建ててほしいということをお願いしていました。それから現状の武道館だったらなかなか大会の規模としては本当に厳しく、先般の空手の大会でも待機する場所もない状態で、精いっぱい会場を使うとしたら選手たちの触れ合いも非常に大変だということです。武道館が新たにこちらへ来るということで、規模的に全国大会とか将来のスポーツを担う子供たちのためにも必要と感ずますので、その点からしたら大いに私は賛同したいと思います。

潮江地区としてもまた、新県民体育館が建つ近隣の方についても、駐車場を最大限増やしてほしいという思いは伝えていました。課長の耳にも入って、町内会連合会にも説明に来てくれました。今回の計画で県が最大限努力をしてくれて、また教育的な配慮という分でも高知市長の説明を、新聞紙上や報道で皆さんも知って、県ができる限りの最大限の努力をしているということは高く評価をしてくれています。その点は私からお伝えさせていただきたいと思います。

**◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** ちばさんセンターも含め、新県民体育館も、それぞれの検討会がありますので、そこでしっかり議論できるよう産業振興センターや商工関係と連携しながら、まずは県民体育館のほうで、こういう形で受け入れることができることを示しながら、それをもってまたちばさんセンターの検討会でしっかりと議論をしていただいて、最終いい形ができればと考えております。また、高知市への配慮も最大限やっていきたいと思っていますので、またここは高知市と教育委員会ともしっかりと話をしながら、できるだけ実現可能な方向で向かっていきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。

◎坂本委員 駐車場の問題で、大幅に増やしたという話だったんですけど、聞くと、地下駐車場で、私からしたら防災だどうだという議論しゅうときに、地下駐車場を構えるということ自体がどうなのかなど。もうここははなから浸水エリアなわけですから。それによって増やしたからどうこうということについて疑問を持っていた中で、県民の方から、仕様書の中での防災に対する県の考え方は、あんまりないんじゃないかという指摘を受けました。仕様書に対して、業者から質問が出ているわけですね。その際に災害等発生時の緊急避難場所の確保とありますが、災害避難場所としてスフィア基準など目標となる指標はありますかという質問に対して、ありませんと答えているんですね。ここが一時的な緊急避難場所であるかもしれませんが、その緊急避難場所で一体どんな避難環境を整えるかも必要になってくると思うんです。そういう意味で言ったら、例えば災害時のトイレ設置はこのようにしますとか、あるいは避難人員はここまでとしますと。昔だったら1平米に立って避難せえみたいなことやったんですけど、今だったら1人3.5平米ですよ。だとしたら、これぐらいの避難者しか受け入れることができないというふうになったら、もしそのとき満杯の5,000人おったら、一体どうするかというようなこととかですね。そんなことが果たして、防災機能の中できっちり考えられているのかと思ったりもしました。地下駐車場150台分などを含めて、防災機能を兼ね備えた施設であると言っていますけれども、じゃあそれが本当に担保される機能を持つのかどうか、その辺についての議論はきちんとされているのかどうかお聞きしたいと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 現有地の土地のことがあり、なかなか駐車場の問題に関しては、要望もあった関係で、まずは今あるところの土地でどういう形で増やすかということ考えた場合、地下というのが1つ出てきた答えということになっております。また防災面でいきますと、確かに地下駐車場というのはどうかという議論はあると思いますが、この施設自体をしっかりと防災拠点としていきたいと思っています。それは駐車場のことではなく、1階はつかるかもしれませんが、2階より上、観客席から上の部分については、L2の浸水のことを考えても、それより高い位置で備蓄も用意して、一定期間対応できるようなことを考えております。

また先ほど、防災機能の面についていろいろお話がありました。これから高知市とも避難所指定といったところで必要な機能とか、どういった対応をしなければならないかという細かいところに入っていきます。それから今の検討会に、防災の専門家の大学の先生もおりますので、そういった方にいろいろ御意見も頂きながら、これから作業を進めていく段階です。具体的には基本設計へ入れていく形になろうかと思えます。現時点ではやっとな施設の規模が大体これぐらいでいけるだろうというところですので、それをもとに、より詳細なものをしっかりと詰めていきたいというところです。

◎坂本委員 それで、さっき私が言ったように仕様書でも質問されて、スフィア基準とか

参考にする必要ありませんと答えているわけですね。果たして、そういう思想で今言ったような対応ができるのかを疑問視しているんです。しっかりと高知市と協議していく上において、防災拠点として機能を強化すると言っている、その基本が大丈夫かどうか。改めてそこを聞きたいと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長　ここは浸水区域というところで、もう既に分かっているところですので、その仕様書のところでの回答について、特にないというのは、こちらの手違いといいますか、こういったところについては、今、県から出ている防災といったものに準じて、しっかり対応するという書き方をしておかなければならなかったかもしれません。大変申し訳ございません。今後は、プロポーザルで基本設計も入ってこようかと思っておりますので、そういった部分については、しっかり入れて対応していきたいと思っております。

◎坂本委員　ここに建設を決めたということは、そういうリスクを背負うことを前提に決めようとしているわけですから。そういう意味では、しっかりと対応できるようにしておかないと、後からもし災害で被害が大きく出たときに何で県は分かっちゃってこんなところへ造ったと言われかねんですよ。そこは本当に覚悟して臨んでいただきたいと思います。

◎西内委員長　質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

これで、観光振興スポーツ部を終わります。

昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時44分～12時58分)

◎西内委員長　休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 《土木部》

◎西内委員長　次に、土木部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎横地土木部長　議案の説明に入ります前に、土木部におきます不適切な事務処理及び職員懲戒処分について、御報告とおわびを申し上げたいと思います。

令和5年度に県が発注いたしました用地測量調査委託業務におきまして、出先機関の職員が履行期限内に業務の一部が完了しないことを認識しながら適切な対応を取らず、また事実に基づかない検査調書を作成し、受注者に対して後日納品するよう不適切な指示を行ったものであります。このことを受けまして、複数の職員が戒告の懲戒処分等の措置とな

った事案です。

このたびの行為により、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、県議会をはじめ、県民の皆様には深くおわびを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

なお、本事案につきましては、国に対する補助金返還等も必要でありますため、補正予算議案に計上しております。詳細は、後ほど防災砂防課長から説明いたします。

それでは、12月議会に提出しております土木部の議案について説明いたします。資料の2ページ目を御覧ください。令和7年度12月補正予算におきます、一般会計の総括表です。

表の左から3列目の補正見込額の最下段にありますように、総額230億6,992万7,000円の増額をお願いしております。

3ページ目を御覧ください。特別会計の総括表です。

港湾整備事業におきまして、人件費補正として15万7,000円の増額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。流域下水道事業会計の総括表です。

まず収益的予算につきましては、人件費補正として、職員の新陳代謝に伴い100万円の減額をお願いするものです。

次に、資本的予算として、国の経済対策補正に伴い、高須浄化センターにおきます汚泥搬出設備の改築などを行うため、3億1,752万円の増額をお願いするものです。

5ページを御覧ください。令和7年度12月補正予算（案）の概要として、土木部の補正予算の主な内容をまとめております。

まず、1公共施設のインフラ整備の加速では、国の経済対策補正に伴いまして、247億3,888万円の増額をお願いするものです。これらの予算を最大限活用し、四国8の字ネットワークの整備や、浦戸湾の三重防護を初めとした地震・津波対策など、県土の強靱化を一層加速させてまいります。

その下、2災害への対応では、今年9月の台風15号等により海岸に漂着した流木等の撤去に要する費用として、571万7,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、6ページを御覧ください。左上、3指定管理者への県有施設の管理運営委託では、春野総合運動公園に新設されます屋内運動場の供用に向けて、管理運営に必要となります経費として379万4,000円の増額をお願いするものです。

続いて右上、4人件費の補正につきましては、土木政策課など12の課において、1億7,609万6,000円の増額をお願いするものです。

人件費補正の主な理由といたしましては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係ります給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、

職員の新陳代謝等によるものです。

人件費につきましては、私から説明したことで、各担当課長からの説明は省略いたします。

続きまして左下、5 債務負担行為を活用した工事発注では、公共工事におきます施工時期の平準化等を目的に、ゼロ県債などの債務負担行為を活用した工事発注を実施する費用といたしまして、54億7,705万円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものです。

続きましてその右、6 指定管理者への県有施設の管理運営委託では、先ほど御説明いたしました春野総合運動公園の新たな屋内運動場におきます、令和8年度以降の管理運営委託料として2,491万2,000円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものです。

その下、7クルーズ船の受入では、令和8年度の高知港及び宿毛湾港へのクルーズ船寄港時に観光案内やシャトルバス運行のほか、国際船舶・港湾保安法に基づく保安対策等を実施するもので、2億274万9,000円を限度額といたします債務負担行為をお願いするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。令和7年度の繰越明許費の追加と変更について説明いたします。通常補正分と、国の経済対策補正に伴う追加補正分、それぞれで説明いたします。

まず、追加補正分を説明いたします。第2表、繰越明許費補正の左側の中段、12款土木費の金額欄にあります10億2,514万8,000円につきましては、今議会で追加の議決をお願いするものです。

8ページを御覧ください。中段の12款土木費の金額欄にありますように、9月に承認をいただきました繰越しと合わせて、補正後の308億4,450万4,000円につきましては、今議会で変更の議決をお願いするものです。

これらは河川や道路、港湾などの事業におきまして計画調整や用地交渉などに日数を要し、工期を考慮いたしますと、完成が令和8年度になることが見込まれるものです。

続きまして、9ページを御覧ください。追加補正分を説明いたします。第2表、繰越明許費補正の右側の下段、12款土木費の金額欄にあります400万円につきましては、今議会で追加の議決をお願いするものです。

続きまして、10ページを御覧ください。最下段の12款土木費の金額欄にありますように、9月に承認いただきました繰越しと合わせて、補正後の539億9,616万1,000円につきましては、今議会で変更の議決をお願いするものです。

これらは国の経済対策補正に対応したもので、工期を考慮いたしますと完成が令和8年度になることが見込まれるものです。

次に、11ページを御覧ください。条例その他議案の目録となります。土木部がお諮りい

たしますのは、条例議案として第21号及び第25号の2件、その他議案として第30号の1件、合計3件です。

以上の各議案の詳細は、後ほど担当課長から説明をいたします。

最後に、報告事項といたしまして、港湾・海岸課の1件に加えまして、道路課からも1件の報告があります。詳細は後ほど各課長から説明をいたします。

私からの総括説明は以上です。

#### 〈土木政策課〉

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 当課の補正予算について、御説明をいたします。資料の1ページを御覧ください。繰越明許費について御説明いたします。

12款土木費、1項土木総務費、1目土木政策費の土木諸費は、中央東土木事務所の南別館の解体及び本館の改修と旧土佐清水合同庁舎の跡地処分に係る予算について繰越しをお願いするものです。

中央東土木事務所につきましては、会議室として使用していた南別館は耐震性がないことが判明したため解体し、会議室は本館を改修して設置する計画としております。しかしながら本館の改修設計におきまして、アスベスト検査箇所が増加と工事計画の調整に日数を要したことにより改修工事の発注が遅れ、年度内の工事完了が見込めなくなったため繰越しをお願いするものです。

土佐清水合同庁舎の跡地処分につきましては、庁舎解体工事の遅れにより年度内の完了が見込めなくなったため、繰越しをお願いするものです。

土木政策課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 アスベストのことがありましたけど、勉強のために教えていただけたらと思います。アスベストの対策については、いつまでに調査して対策をせないかんという年限はなかったでしたっけね。

◎田村建築課長 アスベストの調査につきましては、年限というのではなく、解体工事や改修工事をする場合、工事の施工前に必要に応じて分析調査を実施するものになっております。今回、改修工事を予定してる場所のアスベスト検査箇所が想定よりも多くなり、その分の調査期間が長引いたということになります。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

#### 〈河川課〉

◎西内委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎福留河川課長 河川課からは、補正予算及び国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。繰越明許費について御説明いたします。

9月議会でも御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず追加ですが、1目河川管理費の和食ダム建設事業費は、通行規制に関する調整が必要となったため、5億2,000万円の繰越明許費をお願いするものです。

次に、変更ですが、ダム改良費は、以布利川ダムの非常用発電設備の設置許可に関する調整に日時を要したことなどにより、1億1,235万円の繰越明許費をお願いするものです。

2ページを御覧ください。次に、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について御説明いたします。

まず歳入予算は、国の経済対策補正等に伴い、負担金、国庫補助金、県債などにつきまして増額補正をお願いするものです。

3ページを御覧ください。歳入予算の補正額は63億1,837万円の増額となり、補正前の額と合わせ154億7,686万9,000円となっております。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

4ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

1目河川管理費の右の説明欄、1和食ダム建設事業費から3ダム改良費、3目河川改良費の1防災・安全交付金事業費から3事業間連携河川事業費、続いて、5ページに移りまして、4河川メンテナンス事業費は、国の経済対策補正に対応するものです。また、5国直轄河川事業費負担金は、国の経済対策及び内示差補正に対応するもので、合計63億1,199万6,000円の増額をお願いするものです。

6ページを御覧ください。次に、繰越明許費について御説明いたします。

最初に御説明いたしました繰越明許費に、国の経済対策補正によるものを加え、1目河川管理費の和食ダム建設事業費は6億円に、生活貯水池ダム建設事業費は10億7,300万円に、ダム改良費は5億2,575万円に。

次の、3目河川改良費の防災・安全交付金事業費は27億6,153万7,000円に、大規模特定河川事業費は8億5,260万円に、事業間連携河川事業費は14億700万円に、河川メンテナンス事業費は、8億3,580万円に変更をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

7ページを御覧ください。次に、債務負担行為について御説明いたします。

生活貯水池ダム建設事業費は、基礎処理工の増嵩やダム堤体の基礎地盤の変更に伴う掘削量と、堤体コンクリートの打設量の増嵩による工期の延長と、インフレスライド等によ

る工事費の増額に対応するため、ダム本体建設工事とそれに関連します取水放流施設整備工事等について、新たに債務負担行為を設定するものです。期間は令和7年度から令和9年度、限度額は20億円です。

なお、工期の延長により、ダム本体工事に附属する一部の工事につきましては令和9年度の施行となりますが、ダム本体の完成と試験湛水の開始につきましては、当初の計画どおり令和8年度中での開始を予定しています。

次の、ダム改良費は、複数年にわたる工期が必要な工事であるため、債務負担をお願いするものです。

次の、河川改修費は、公共事業における発注施工時期の平準化の取組として、来年度予算に計上する予定の予算の一部を前倒して発注し、端境期となる年度早々に工事着手するための債務負担行為、いわゆるゼロ県債をお願いするものです。

河川課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 長期間にわたった和食ダムの工事が無事竣工したということですが、今回繰越しもあって、完成してからもいつまでお金がかかっているのか。今、通行規制って言われましたけど、どんなことでお金がかかりゆうがですかね。

◎福留河川課長 和食ダムにつきましては、本体完成と試験湛水も完了して、無事運用を行っておりますが、残り周辺環境整備と、村道の付け替え工事を行っており、この村道につきましては工事用の道路としても使っており、それを村道に戻すために最終の舗装工事が残っています。主に、周辺環境整備と舗装工事が残っているところです。

◎細木委員 終わるのは大体いつの予定ですか。

◎福留河川課長 令和8年度に完了させたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎西内委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課からは補正予算及び国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。補正予算分について御説明いたします。

まず歳入予算ですが、賠償金として58万7,000円の増額補正をお願いするものです。内容については歳出で御説明いたします。

2ページを御覧ください。次に、歳出予算について、右の説明欄の国庫支出金精算返納金の58万7,000円について御説明いたします。この予算につきましては、委託業務における不適切な事務処理に関するもので、10月30日に記者会見を行い報道もされましたが、改め

て概要から説明いたします。

3 ページを御覧ください。1 不適切な事務処理の概要を御覧ください。令和5年度に県が発注した委託業務において、職員が履行期限内に業務の一部が完了しないことを認識しながら適切な対応を取らず、事実に基づかない検査調書を作成し、受注者に対して後日納品するよう不適切な指示を行いました。

事案のありました委託業務は、土木部出先機関が発注し、県内事業者が受注した用地測量調査委託業務で、国土交通省から50%の補助を受けております。契約金額は589万7,100円。履行期間は令和5年9月から令和6年3月で、砂防事業を実施するための用地測量調査を実施するものでしたが、この業務の一部が完了しておりませんでした。

本業務の実施状況を精査し、本来の出来高を確認したところ491万2,600円であり、生産額に対して、98万4,500円が過大となっていました。そのため国に対しては、過大に交付されていた補助金49万2,250円の返還と、返還に伴う加算金9万4,216円の納付が必要であることから、この経費につきまして返還金と加算金を合わせた合計58万7,000円を12月補正予算案に計上させていただいております。

未実施分の委託料98万4,500円については、既に受注者から県に返還されております。また加算金につきましては、職員の賠償責任を追及することとしており、地方自治法の規定に基づき、今後、監査委員に監査を求めることとなります。

県発注工事や委託業務で、そのほか同様の事案がないか調査を行いました。該当はありませんでした。

業務を完了していなかった受注者に対しては、2週間の指名停止処分を実施しております。

再発防止策としまして、各所属において、所属長から適切な事務処理の執行やコンプライアンスの徹底について周知するとともに、所属長、課長補佐、出先機関の次長、関係課長及びチーフを集めた会を開催し、業務の進捗管理や担当職員との円滑な情報共有を指示しております。また、チェック機能を強化するため、委託業務に関する執行体制及び検査体制の見直しを行ったところです。

なお、不適切な事務を行った職員3名が、令和7年10月30日付で戒告の懲戒処分となったほか、当時の上司4名が訓諭、文書注意及び口頭注意の措置となっています。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。4 ページを御覧ください。

繰越明許費については、9月議会で承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

2目砂防整備費の防災・安全交付金事業費については、情報基盤整備事業など計5件において、システム改修の内容について高知地方気象台との調整等に日時を要したため、14億3,651万2,000円に変更をお願いするものです。

次に、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について御説明いたします。5ページを御覧ください。

まず歳入ですが、国の経済対策補正等に伴い、分担金及び負担金、国庫支出金及び県債で増額補正をお願いするものです。補正額は26億6,198万4,000円の増額となり、補正前の額と合わせて110億3,566万円となっております。内容につきましては、歳出で御説明いたします。

6ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

1 防災・安全交付金事業費及び2 特定土砂災害対策推進事業費は、国の経済対策補正に対応するものです。

また、3 国直轄砂防事業費負担金は、国の経済対策及び内示差補正に対応するもので、7ページの補正額欄にありますとおり合計26億6,579万4,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。8ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、国の経済対策補正予算の活用に伴い、変更をお願いするものです。

最初に御説明いたしました繰越明許費に国の経済対策補正によるものを加え、防災・安全交付金事業費は30億9,610万4,000円に。特定土砂災害対策推進事業費は14億3,097万5,000円に変更をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

防災砂防課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 用地測量の不適切な事務処理で言えば、どうして発生したのか、本当はもうちょっと説明があったほうがいいと思うんですけど、事業の発注から、スケジュール的のいろいろ無理があつて、終わってないけどえいえいみたいな感じになったのか。その背景がもうちょっと分かたらいいんですけど、いかがでしょうか。

◎森本防災砂防課長 今回の案件で、工期的に無理はなかったと判断しております。実際にこの事案が発生したときに聞き取り調査を行ったんですけど、その中で工務の担当職員と業務の進捗管理がうまくできていなかったこと、組織としての情報共有で上に情報が上がっていなかった状態で、適切な進捗管理の自覚が欠如していたことが考えられます。さらに、受注業者についても、履行期限内に業務の完了が見込めなかったことを認識してたにもかかわらず3月末の履行期限までに報告がされていなかったこと、最終的に検査を行うに当たってできてない情報がありながら不適切な指示を行ってしまったこと、この3つが重なったことによるものだと考えています。

◎細木委員 事実に基づかない検査調書の作成と書かれています。本当にこのコンプライアンスの点では、公文書というところをしっかりと認識しないといけないと思いますので、改めて公文書の重要性を認識して、皆さんに当たってもらいたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

#### 〈道路課〉

◎西内委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 道路課からは補正予算、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分について説明いたします。

最初に補正予算について説明します。資料の1ページを御覧ください。

繰越明許費は、9月議会で承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更するものです。

まず追加について、1目道路橋梁管理費の高規格道路等建設促進事業費の1億5,301万9,000円は、市町村工事が遅延したものです。

次に変更について、1目道路橋梁管理費の道路改良費の補正後の欄、24億8,018万3,000円の変更は、県道大久保伊尾木線ほか12件において、資機材の搬入路に関する地元との調整などに日時を要したものです。

2目道路橋梁改良費の防災・安全交付金事業費の82億1,416万8,000円の変更は、国道439号ほか9件において、転石調査に伴う土地への立入りなどの調整に日時を要したものです。

道路メンテナンス事業費の25億1,589万1,000円の変更は、土佐清水事務所管内のトンネル修繕ほか1件において、工事の施工に伴う通行規制の調整に日時を要したものです。

土砂災害対策道路事業費の4億7,204万7,000円の変更は、国道194号ほか4件において仮設工法の検討などに日時を要したものです。

道路交通安全施設等整備事業費の8億3,813万9,000円の変更は、県道岩目地西佐川停車場線ほか1件において、用地交渉などに日時を要したものです。

続いて、補正予算追加分について説明いたします。2ページを御覧ください。

歳入については、9款国庫支出金や15款県債など、合計で94億1,858万8,000円を増額するものです。

内容については、歳出で説明します。3ページを御覧ください。

歳出について、2目道路橋梁改良費の右の説明欄、1道路改築費から6道路交通安全施設等整備事業費と8国直轄道路事業費負担金は、国の経済対策補正と内示差に対応するもので、7無電柱化推進事業費は、内示差に対応するものです。

以上により、4ページにありますとおり、歳出は合計で96億9,522万1,000円を増額するものです。

5 ページを御覧ください。繰越明許費の変更です。

先ほど説明いたしました繰越明許費に、国の経済対策補正によるものを加え、道路改築費は28億1,989万5,000円。社会資本整備総合交付金事業費は12億8,524万6,000円。防災・安全交付金事業費は147億4,380万7,000円。道路メンテナンス事業費は45億4,714万7,000円。土砂災害対策道路事業費は7億1,974万3,000円。道路交通安全施設等整備事業費は12億5,719万6,000円にそれぞれ変更するものです。

これらは、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

6 ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。

道路改良費、社会資本整備総合交付金事業費、防災・安全交付金事業費は、公共事業における発注施工時期の平準化の取組として、来年度に計上する予定の予算の一部を前倒して発注し、端境期となる年度早々に工事着手するための債務負担行為、いわゆるゼロ県債を設定するものです。

県道安田東洋線防災・安全交付金事業費は、落石対策工事を前倒し発注するため、債務負担を設定するものです。

7 ページを御覧ください。債務負担行為の変更です。

国道494号防災・安全交付金事業費は、橋梁上部工工事を前倒し発注するため、令和7年2月議会で承認いただいた債務負担を変更するものです。

道路課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 道の駅の施設整備費の関係で、南国の風良里などをはじめ、布施ヶ坂と四万十町の大正と、3か所が計上されていると思うんですけども、この風良里の場合は、国の防災道の駅に指定されていますよね。あとの2か所の指定はまだかと思うんですけど、指定されている道の駅と、そうでないところでは予算の配分がどのように違ってくるんですか。

◎中村道路課長 交付金事業の配分ですと、防災道の駅では優先順位が高くなりますけれども、その他の道の駅についても、交付金事業で実施は可能となっておりますが、配分の率は少し劣ってくるのではないかと考えております。

◎坂本委員 今回、道の駅施設整備費の1億1,000万円の減額は、大幅に減額される社会資本整備総合交付金事業費の中に入っているんですか。

◎中村道路課長 道の駅に関する補正予算の減額分につきましては、今年度、社会資本整備総合交付金事業費の配分がすごく厳しかったこともあり、全体的に予算を調整している中で減額をしているものです。

◎坂本委員 災害時に防災機能を併せ持つ道の駅の施設整備を実施すると。そのうち風良

里は国の防災道の駅に指定されていて配分が大きいと。あとの指定されていない布施ヶ坂と四万十大正は、一応予算化はされてたが、今回、国からの配分が少ないので減額する。そうなったときにどういった防災機能に遅れが生じるのか。

◎中村道路課長 布施ヶ坂と四万十町大正につきましては、今年度調査委託を行っており、今後順次必要な機能を調査した上で対策をしていきたいと考えております。南国の風良里につきましては昨年度から工事を行っておりますので、今年度一定対策は完了する見込みです。

◎坂本委員 そしたら布施ヶ坂や四万十町大正は調査をした中で、場合によっては今後、国から防災道の駅に指定されることもあるということですか。

◎中村道路課長 防災道の駅の指定につきましては、いろんな要件がありますので、その要件を満たすかどうか判断した上で、指定という流れになってまいります。

◎細木委員 工事の平準化について、社会資本整備総合交付金事業と防災・安全交付金事業の令和6年度から7年度と比較して、規模感的にはどんな感じですか。

◎中村道路課長 ゼロ県債につきましては、昨年度より減額になっております。特に防災・安全交付金事業費につきましては、昨年度20億円程度ゼロ県債を計上しておりましたけれども、今年度は8億円と。ただ一方で、道路改良費につきましては、昨年度2,000万円だったものが8億5,700万円で増額している状況ですが、全体で見ればゼロ県債は減少しています。平準化の取組は重要になっていきますので、できるものにつきましては、今後も引き続きゼロ県債を活用して平準化に取り組んでいきたいと考えております。

◎細木委員 やっぱり建設関係の方から、年度初めは仕事がないという話を聞くので、できるだけ平準化して、仕事が年間通じて回るような形に近づいていってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

◎中村道路課長 御指摘いただきましたゼロ県債、それと補正予算の活用と柔軟な繰越し制度の活用等総動員しまして、平準化に取り組んでまいります。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈公園上下水道課〉

◎西内委員長 次に、公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 公園上下水道課の補正予算、国の経済対策補正等に係る補正予算追加分、条例その他議案及び流域下水道事業会計の補正予算について御説明をいたします。

まず初めに、補正予算について御説明いたします。2ページを御覧ください。

歳出の4目公園費の右端の説明欄、1都市公園管理費につきましては、春野総合運動公園におきまして整備を進めている新たな屋内運動場を、来年2月1日に供用開始できる予

定となりましたことから、清掃費や電気使用料など、今年度の管理運営に必要な経費として379万4,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、債務負担行為です。3ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました、春野総合運動公園の新たな屋内運動場の管理運営について、現在の指定管理者の指定期間となります令和10年度まで管理運営を委託するための債務負担行為をお諮りするものです。

続きまして、追加提案させていただいた補正予算について御説明をいたします。4ページを御覧ください。

歳入は国の経済対策の補正に伴う関係市からの負担金、国庫補助金及び県債の増によるもので、7,929万2,000円の増額をお願いするものです。

内容につきましては、歳出で御説明いたします。5ページを御覧ください。

1 都市公園事業費は、国の経済対策補正予算を活用し、安芸広域公園の園路や春野総合運動公園の給水施設の改修など、公園施設の老朽化対策を着実に進めるため、7,938万円の増額をお願いするものです。

以上のことから、補正後の予算額は合計で31億3,565万4,000円となります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。7ページを御覧ください。

繰越明許費は9月議会でも議決をいただいておりますが、国の経済対策補正に伴う追加分である7,938万円を加えました、合計6億1,614万円の繰越明許費をお願いするものです。これらにつきましては、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

次に、条例その他議案について御説明をいたします。8ページを御覧ください。

第21号議案、高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案です。

11ページの参考資料で説明いたします。高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案についてを御覧ください。

1 概要です。今回の改正につきましては、春野総合運動公園で整備を進めています新たな屋内運動場が、来年2月1日に供用開始するのに伴い、施設の利用料を定めるなどの必要な改正を行うものです。

2 施設の概要としましては、構造は鉄骨造り、延床面積は1,766平方メートル、建設費は4億8,480万円、設備は野球の投球練習を行えるブルペン6レーン、テニスコート2面です。設置場所はホテルS Pはるのの南側になります。

3 改正内容につきましては、1つ目は施設名称の改正としまして、現在供用しています屋内運動場を第1屋内運動場とし、新設する屋内運動場を第2屋内運動場とするものです。

2つ目は、第2屋内運動場に係る利用料を設定するものです。第2屋内運動場は、野球のキャンプ時にブルペンなどとして全面利用のほか、テニスコートとして1面から利用で

きることから、それぞれの利用形態に応じて利用料を設定しております。

利用料の算定につきましては、第1屋内運動場と同じ考え方を採用しております。具体的には、1日当たりの利用料は、アの施設の建設費をベースに算出した1年当たりの償却費と、イの耐用年数から算出した1年当たりの想定修繕費を足し合わせたものを365日で割り、これに春野総合運動公園の他の施設と同様の利用者負担の5分の1を掛けまして、1万6,500円となります。この額が、次の12ページの①ブルペン等として全面利用する場合の区分、アマチュアスポーツのその他の者の全日の利用料となります。これを基準としまして、春野総合運動公園の他の施設と同様の考え方により、区分ごとの利用料を算定しますとこの表のとおりとなります。

例えばアマチュアスポーツの児童・生徒が午前を利用する場合は、先ほどの1万6,500円に、午前の率2分の1を掛け、さらに児童・生徒の率2分の1を掛けまして、4,130円となります。

次に、表②テニスコートとして、1面を利用する場合の利用料について御説明します。

屋外テニスコートと同様に、1時間単位で利用が可能としており、①のブルペン広場として全面利用する場合の全日の利用料1万6,500円を、全日の利用時間8.5時間で割り、施設全体でテニスコート2面を確保できることから、さらに2で割りまして970円が算出されます。これが表②テニスコート1面として利用する場合の、その他の者の利用料となり、児童生徒はその2分の1の490円となります。

次に、3つ目の(3)照明設備利用料の算定について御説明いたします。

照明設備の利用料については、直近の令和4年4月に供用開始した春野総合運動公園の運動広場Dの照明利用料の算定方法と、同じ考え方を採用して算定しております。

ア消費電力にありますとおり、テニスコート2面分となる全面を点灯した際の消費電力は15.2キロワットとなります。これに、イ1時間当たりの電気料金を夏期以外と夏期の電気料金を考慮して、1時間当たりの電気料金を算定し、これをコート1面分となるよう2で割りますと、ウ、テニスコート1時間当たりの照明設備利用料のテニスコート1面分のとおり200円となります。テニスコート2面分、全面点灯の場合は400円となります。

4 施行日は、令和8年2月1日を予定しております。

13ページを御覧ください。続きまして、第25号議案、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案です。

15ページの参考資料で説明いたします。高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案についてを御覧ください。

1 条例廃止の趣旨につきましては、県立室戸体育館の立地状況や、室戸市からの要望などを踏まえ、県から室戸市へ無償譲渡することに伴い、設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものです。

2 室戸体育館の概要につきましては、本体育館は、県東部地域の健康や体育の振興を図るとともに、スポーツ拠点の場として県が整備し、平成3年3月に供用を開始しています。建物はアリーナ棟と会議室で構成されており、アリーナ棟はバレーボールコート2面分を有しております。また、室戸市の地域防災計画では、指定避難所に指定されています。

3 室戸市への譲渡に関する経過につきましては、令和4年度に室戸市から災害発生時に市庁舎が使用できない場合の代替施設として活用したいとの意向が示され、県として協議を進めてきました。譲渡に向けて、令和5年度に耐震診断を行ったところ、特殊な構造の屋根が地震時に落下する可能性があることが判明し、現在耐震改修を進めています。完成は今年度末の予定です。令和7年9月には、室戸市から県に譲渡の要望書をいただいております。

4 室戸市が管理することによる効果等としましては、室戸市が管理する近隣のスポーツ施設などとエリアの一体的な運営が可能となり、市民のスポーツへの参加機会の拡大や管理の効率化につながることや、災害発生時には避難場所の室戸体育館や相撲場を含めた室戸中央公園全体を防災拠点として、円滑かつ効果的に活用することができ、地域防災力の向上にもつながります。また、譲渡後は室戸市の条例により、市において体育館として適切に管理されることとなります。

5 施行予定日は、県から市に譲渡を予定しています、令和8年4月1日を予定しております。

最後に、流域下水道事業会計の補正予算について御説明をします。17ページを御覧ください。

収入、1款、資本的収入は、国の経済対策補正等に伴う企業債や、関係3市からの負担金及び国庫補助金の増により、3億1,752万円の増額をお願いするものです。

中ほどから下の支出、1款、資本的支出の左から3列目、1目処理場建設改良費、3億1,752万円につきましては、国の経済対策補正予算を活用し高須浄化センターの汚泥搬出設備の改築工事などを行うものです。

公園上下水道課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 春野総合運動公園のブルペンです。プロ仕様のブルペンという説明があつたんですけど、どんな点がプロ仕様なのか分からんですけど。

◎坂本公園上下水道課長 今、プロ野球チームの西武が春キャンプをしていますけれども、屋内運動場ではバッティング練習をしています。ただ、投球のブルペンの常設がないので、運動広場Cで、仮設で仮囲いをしてやっていますが、風が吹いたときに倒れたりすることがあつて、安全性が確保できないということがありました。常設のブルペンを設置していただきたいという要望があり、今回こういう形になりました。アマチュアの方でも使いた

い場合は、使用できることになると思います。

◎細木委員 ブルペンとして使用していないときは、テニスコートもしくは広場と書いているんですけど、広場の活用はどんな想定をされていますか。

◎坂本公園上下水道課長 例えば、よさこいの練習とかでも使えます。また、第1屋内運動場では、公式ではできませんけれども、フットサルやハンドボール、多種多様な練習場としての利用が可能になります。

◎細木委員 ブルペンは、常設で置いてあると思いますけど、広場のように活用したときに、ブルペンを守るための方策は何かされるんでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 フェンスなどで支障がないように、通れないような形で整備をしていきたいと思っています。

◎細木委員 室戸体育館を移管することで言えば、県民体育館の公適債の活用にも使えるかもしれないと思います。移管することによるメリットも書いていましたけど、そういうことも想定されているんでしょうか。県民体育館の公適債を活用するに当たって、県が所有する面積が減るわけじゃないですか。公適債の適用にもなるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 そのとおりです。

◎細木委員 駐車場もかなり広がったと思うんですけど、体育館の延床面積は大体どれぐらいあるんでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 1,469平方メートルになります。

◎細木委員 ちばさんセンターとの絡みもあって、県民体育館が大きくなるに当たっては、どうしてもちばさんセンターの面積を要件として入れたいという思惑が県にあると思うので、もしちばさんセンターを存続してほしいという点では、室戸体育館の面積を要件として入れていくことも、考えられんでもないと思うので。そういう点では、所管するところは全然違いますけど、そこはやり取りもしながら対応していかんといかんと思うので、観光振興スポーツ部と検討していただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

◎坂本公園上下水道課長 移管に関しては、今、室戸市も12月議会で、移管した後の手続も進めていますので。室戸体育館につきましては、譲渡する運びで動いている現状です。

◎梅森副部長（総括） 先ほど課長からも御説明しましたように、室戸の体育館につきましては令和4年度に室戸市からの要望を受けて準備してきたものですので、今回の県民体育館の面積のところの以前から話があったものです。室戸体育館の耐震改修を終えて、来年の春に譲渡するところで進めてきていますので、その計算を、担当部局が考えているのかどうかは分かりかねますけれども、情報共有をさせていただきたいと思います。これは以前からの話で、並行した話ではないということは御理解いただきたいと思います。

◎坂本委員 都市公園事業費で7,938万円の補正が組まれていますけど、その実施箇所と

して室戸の広域公園も入っているわけですね。老朽化対策ということですが、どういうところに充てていくのかを教えてください。また老朽化対策によって、さらに室戸広域公園を活用してもらいたいということもあるんだろうと思うんですけど、そのためにどんな施設整備をやることになっていますか。

◎坂本公園上下水道課長 室戸広域公園におきましては、遊具等が老朽化していますので、遊具の更新と芝で斜面を滑るところについて対策をすることによって、安全で快適な都市空間にしていきたいと考えております。

◎坂本委員 出先機関等調査に行ったときに、最近、室戸広域公園の中にある球場などの活用がなかなか進んでないという話がありました。その要因としては、室戸の宿泊施設のキャパが足りないことや観光とうまくマッチングできていないことなんかも1つの理由というふうに話を聞いていたんですけど、今回の場合は、そこはあまり関係のない工事箇所ということですか。

◎坂本公園上下水道課長 室戸広域公園について、今回の補正の要件が、老朽化の激しい案件じゃないと対象にならない。少しでも老朽化対策を進めていきたいということで国の補正の要件に合致するところに手を挙げさせてもらいました。観光でなくあくまでも都市公園内の施設をよくするために手を挙げさせてもらって、補正として活用させてもらったということになります。

◎坂本委員 観光面まで手を出せということ言うてるんじゃないで、そのことも1つの要素として利用率が高まらんという話があったということで。ただ、さっきの説明では遊具や芝で斜面を滑るところという話があったんで、今回は特に球場とかには手を出さないということですか。

◎坂本公園上下水道課長 今回は、その要件に該当しないので、また別のメニューでやっていきたいと考えております。

◎坂本委員 室戸広域公園の指定管理者も一生懸命やりゆうという話も聞いた。ただ、改めて室戸広域公園のホームページを見たら、今年の春から更新されていないんで、そこらあたりも、ちょっとどうなのかなど。直接は関係ないかもしれませんが、指定管理者としては公園上下水道課が管理していると思います。更新情報が4月22日の最終更新でどまっていますので、そんなところもきちんと指導していただけたらと思います。

◎坂本公園上下水道課長 ホームページの更新が弱いというのはあるんですけども、モニタリングで指定管理者に対しての状況確認を行っておりますので、そのときに、そういう面も踏まえて、要請していきたいと思います。

◎西内委員長 今回の事業に直接関係はないんですが、春野総合運動公園では、ブルペンの話が出ましたが、それ以外で今後やる事業は何か考えられているんですか。

◎坂本公園上下水道課長 特に大きな面整備はないんですけども、陸上競技場沿いに道

路が通っており、そこで競技者が競技場の前にバスをとめて、荷物を下ろしたりするときには渋滞が発生することがあります。その付近に、普通の通過交通は通れて、荷物を下ろすときは待避所的に利用する場所を設計しており、そこが1つ大きな整備と考えております。

◎西内委員長 先ほど室戸体育館の譲渡の話もありましたけど、春野総合運動公園も今後施設の老朽化に対する改修とかいろんな整備が必要になってきて、議論が進んでいくんだろうと思います。土木部の公園上下水道課が管理するけれども、ぜひスポーツ課とかスポーツツーリズム課と連絡を取り合いながら、利用者団体の考え方とか、高知県のスポーツ振興にどんなふうに関与できるかということ、一体的にかつ効果が出るような取組として進めていただければと思います。これは要望です。

◎坂本公園上下水道課長 今も常にやり取りしながらやっていますが、なお一層密にやっていきたいと考えています。

◎横地土木部長 今、委員長から話があった件につきましては、土木部で整備しておりますインフラ整備に関して、各部に対してどういうリクエストがあるのか聞き取りさせていただいております。そういった取組も含めつつ、なおスポーツ施設等につきましては観光振興スポーツ部ともさらに連携をして取り組んでいきたいと考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

#### 〈住宅課〉

◎西内委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎橋本住宅課長 住宅課からは、繰越明許費及び条例その他議案について御説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

1目住宅費の住戸改善推進事業費につきまして、2億9,091万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。これは県営住宅鴨部団地共用部分改善工事ほかにおいて、計画調整に日数を要したことによるものです。

続きまして、2ページをお願いいたします。第30号議案、県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案です。3ページで御説明いたします。

当該工事は一般競争入札を10月16日に実施し、資料下段の左側、工事内容等の表にありますとおり、契約金額が4億9,077万6,000円で、新進・田中特定建設工事共同企業体が落札いたしました。完成期限が、令和8年10月9日の契約を締結しようとするものです。

この工事は、鉄筋コンクリート造4階建ての建物について、構造の主となる鉄筋コンクリートの部分を残し、内装や設備を全面的に改修します。内部の間仕切りや仕上げの撤去、新設、エレベーターの新設などによりまして、建物の長寿命化とともにバリアフリー化が図られ、入居される方が安心して過ごすことができる住まいになるものと考えております。

住宅課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 バリアフリーということで、入居されている高齢者の方は非常に喜ばれるエレベーターの設置ということですが、財源的に何か国からの支援があるのでしょうか。

◎橋本住宅課長 社会資本整備総合交付金を頂いております。

◎細木委員 県営住宅について、エレベーターがないところは、住まわれている方から、4階はなかなか歩いて買物して帰るのはしんどいという思いがあって、設置の要望もあると思います。今後の計画はどのようにお考えでしょうか。

◎橋本住宅課長 エレベーターの設置工事だけというのは、やりにくいところもありますので、今回のような全面的改善工事を、エレベーターの設置も含めて、順次計画していきたい考えです。建物の古いものから計画していくことになると考えております。

◎細木委員 計画されているということで、具体的に何年度までにはこことここをするというような、具体的な計画も立てていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

◎橋本住宅課長 計画していきます。

◎金岡委員 耐震化は十分にできておられるわけですか。

◎橋本住宅課長 こちらの団地につきましては、以前に診断をしまして、耐震性ありと判断をしているものです。

◎金岡委員 ありますか。分かりました。

◎坂本委員 昭和55年から56年いうたら新耐震基準のぎりぎりよね。今やもう阪神淡路大震災以降、さらに新しい耐震基準ができてるわけで、せっかく全面的改善建築主体工事をやるんやったら、新しい耐震基準へ備えるような耐震化もあわせてやろうという議論はなかったんですか。

◎橋本住宅課長 この団地も含めて幾つか耐震診断をしたものはあり、旧耐震基準で建てられているものも全て含めて検討した結果、今のところ県営住宅は耐震性が全てありという状態にできているものです。

新耐震基準で建てられている現在のもと同等の基準で検討いたしましても、耐震性ありと判断をしているものです。

◎坂本委員 阪神淡路大震災以降の新耐震基準ですか。

◎橋本住宅課長 今申ししたのは、昭和56年以降の新耐震基準です。

◎坂本委員 日高の団地は昭和56年ですから、当然昭和56年の基準は満たしていると思うんですけども、その後の新基準を満たしているかどうかまでは、耐震診断はしていないわけですね。

◎橋本住宅課長 耐震診断につきましては、昭和56年以降の新耐震基準に沿っているかどうかを診断する趣旨のものが全般的になっておりまして、こちらの団地につきましては、

昭和55年に着工していますので、旧耐震基準で設計されたもので着工している状況です。このとき、旧耐震基準で建てられたものにつきましても、昭和56年以降の基準並みに耐震性を有しているか、全ての団地において確認しているものです。

◎坂本委員 一方で耐震化の補助について、いわゆる昭和56年の基準から新しい基準にという補助の関係で、本会議でも質問があったと思うんですけど、そのときに、順番があり、まずは昭和56年基準からということでした。今回、昭和56年に建てたものを全面的に改善建築するんやったら新しい基準でという議論はされなかったのか。

◎橋本住宅課長 昭和55年を境に建築基準法が変わって、耐震性に係る基準が大きく変わったということがありまして、その後、2000年の基準は、木造住宅について比較的大きな基準が定められたものです。その違いは、私どもも非常に注視しており、実際に地震が起きたときの倒壊する状況に影響があるということで、フォローしていく必要があると考えているものです。鉄筋コンクリート造につきましても昭和56年から後の改正で、木造のときの基準の変わり方に比べるとそれほど大規模に変わった要素はなく、鉄筋コンクリート造につきましても、昭和56年以降の新耐震基準に合っているかという耐震診断で、耐震性を確認することが適切なやり方と考えております。

◎坂本委員 集合住宅で、特に災害時、建物自体は倒壊しなくても、それなりの揺れの中で一番私たちが心配しているのは、縦配管がずれることになって、建物はきちんとしてるかもしれませんが、結局排水が使えないことで、在宅避難ができない状況ができるんじゃないかと。熊本のマンションは縦配管がずれることが相当あって、その改修工事に取り組まれていますので、熊本はどういうふうにしたのかということも、個人的には調査に行かなければならないと思っているんですけども。県営の集合住宅を改築していく上で配管の対応をどういうふうにするか検討されているんでしょうか。

◎橋本住宅課長 このたびの工事で、躯体以外のところはほとんどやり変えとなってまして、設備配管に関しても全体的にやり変えます。一定地震が起きたときの揺れを吸収できるフレキシブル管は採用していく考えです。

◎寺内副委員長 坂本委員の関連です。長寿命化でやりながら、またバリアフリーということでエレベーターも付けて、すごく良くなると思うんですけど、コンクリート自体が、従来やったら50年という認識を持っとったんですけど、長寿命化によってどこまでもつと思われているのか教えてもらえませんか。

◎橋本住宅課長 公営住宅法では鉄筋コンクリート造の耐用年数が70年とされていまして、今回のもので全体70年ぐらいまで長寿命化が図られるつもりで計画をしています。今後は、想定を超えた劣化がないか見守りながら、維持していくことになります。

◎寺内副委員長 建て替えか長寿命化かという部分で、どのように判断するかということで、日高の分については、長寿命化をしてもらえれば、住人の方は引っ越ししなくて済み

ますので、いろんな形でメリットがあると思うんですよ。建て替えになると一旦出て、また入らんといかん部分もあるんですけど、建て替えか長寿命化かについて、課としてどのように考えられているのか教えてくださいませんか。

◎橋本住宅課長 現在のところ、耐震性がある住宅については建て替えずに使っていく。設備などが古くなっているものについては、今回のような全面的改善をするという考えで計画しています。先ほど委員がおっしゃいました、建て替えのときには一旦住民の方に出ていただくという話ですけれども、今回の工事につきましても、かなりの大規模な工事になりますので、住民の方には1回出ていただいて、基本的にはまた戻ってきてくださいということをお願いをしているところです。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

#### 〈建築課〉

◎西内委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田村建築課長 建築課の繰越明許費の変更について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、9月議会でも議決をいただいておりますが、その後の執行状況の変化により変更をお願いするものです。

3目建築費の県有施設管理費につきましては、須崎第二総合庁舎のトイレ洋式化等工事など、県有施設の修繕工事23件、設計等委託6件の計29件において、工法の決定等の計画調整に日時を要したことなどから、工事の年度内完成が見込めなくなったため、2億9,012万3,000円に変更をお願いするものです。

建築課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎西内委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎大窪港湾振興課長 当課の12月補正予算につきまして、御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

客船受入等業務委託料、2億274万9,000円の債務負担行為で、来年度に高知港及び宿毛湾港に寄港する客船の岸壁における受入業務を、民間事業者に一括して委託しようとするものです。

内訳は、高知港における105回の受入分が1億9,103万1,000円。宿毛湾港における6回の

受入れ分が1,171万8,000円です。

債務負担行為としておりますのは、来年度の最初の寄港が4月1日に予定されておりますことから、今年度内に契約し準備を始める必要があるためです。

なお、表の右から2列目にあります、財源内訳の特定財源のその他は、高知港の客船の受入対応を協力して行っております、高知市からの負担金です。

続きまして、高知港における客船受入等業務委託の内容について御説明いたします。2ページを御覧ください。

左上の、1クルーズ業界の動向を御覧ください。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外国船の国内運航は令和2年から停止されておりましたが、令和5年3月から再開をされております。令和7年度末には、一昨年度記録した過去最高の寄港回数56回を大きく上回る、106回の寄港を見込んでおります。

本県といたしましては、高知新港振興プランに基づき、西日本太平洋側における国際クルーズ拠点として定着化できるよう、関係機関と協力しながら安心安全な客船受入れを行っていきたいと考えております。

次に右上の、2高知港における客船寄港数の推移を御覧ください。円安などの影響を受けて日本観光の人气が高く、外国の船会社各社が積極的に配船しており、令和8年度も105回と、ほぼ本年度と同様の寄港数を見込んでおります。

次に資料中央の、3R8年度予算の考え方を御覧ください。日本船につきましては、本年度の飛鳥Ⅲに続き、来年度も新たな船が投入されることなどにより増加が見込まれるため、既に岸壁予約が入っている7回分を計上しております。

外国船につきましては、来年度は、寄港確定済みの85回と、今後確定になることが見込まれる13回の合計98回分を計上しており、日本船、外国船合わせて計105回分を予算計上しております。

委託先につきましては、4委託業務の概要にありますとおり、県内事業者を対象とした公募によるプロポーザルを実施し、決定したいと考えております。

港湾振興課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 委託に関連した県の取組を聞きたいんですけど、先ほど観光のほうで、日中関係の影響等を聞いたときに、現在の寄港状況と今後の予定は、今のところ特段変更はないという話をいただいたんですけど、港湾振興課としてもその辺の認識、状況の把握は同じでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 12月の初旬に、中国のクルーズ船が日本への航海を中止したという報道があったところです。本県におきましては、本年度、中国の方がメインで乗船をしている客船は7隻ありましたが、いずれも既に寄港済みということで、特段影響は出ていな

い状況です。

来年度につきましては、6月から3月にかけて7隻の寄港を見込んでおります。今後どうなるかは不透明な状況かと思いますが、中国のクルーズ船は、地理的に近い九州の港への寄港が多い状況があります。105分の7隻ですので、本県への影響はそこまで大きくないと考えているところです。

◎土居委員 大きくないとはいえ、そこは拡大を目指していかないかんといいところで心配もするんですけど、県の取組のところに継続的な営業活動と書いているんですけど、港湾振興課としても営業はやられてるわけですね。そういう面で今回の件を踏まえて、営業の見直しであったり、力点を変えていくなど、戦略的に何か考えられておられるのか。

◎大窪港湾振興課長 今のところは、まだ戦略を見直すまでは、考えてはいないんですけども、今後の状況も見ながら必要であればそういったこともしっかり考えながら、ポートセールスに当たっていく必要があると思っていますところです。

◎細木委員 寄港のパターンは大体朝に来て、夕方出港されるのか。ナイトタイムエコノミーのこともあるんですけど、夜までおって帰るといったパターンはないのでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 入港時間につきまして、R6年度の実績になりますけれども、朝の7時以前が22件、8時が56件と、それが大体多数になっています。出港時間につきましては、4時より前に出港するのが21件、5時が32件、6時が30件で、8時以降に出るのは12件という状況です。

◎細木委員 できるだけ長い時間おっていただいて、経済活動を行っていただいたら一番いいと思います。そういうものを商品化するのは、ここの部署ではないと思うんですけど、できるだけ長い時間滞在してもらおう取組は何かやっているのでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 観光部局で、この2月、3月に、夜の観光ということで五台山ツアーを計画しており、我々も一緒に入って行って、そういうものの可能性も探っていけたらと思っていますところです。

◎細木委員 業務委託の中で、国際船舶・港湾保安法に基づく保安対策の実施という業務があるんですけど、どんな事業で、そういう問題があったことがあるのか。

◎大窪港湾振興課長 宿毛の関係の話になるかと思いますが、委託料の内訳というのは、一般の方が入れないように、制限区域を設けるためにソーラスフェンスというのを設置して、その周りに保安警備員を配置するのがメインであって、特別何か問題があってやっているということではありません。決められたルールの中でやっているということです。

◎今城委員 宿毛はその保安対策だけの予算で、受入れ歓迎、受入れの行事は誰がやっているんですか。

◎大窪港湾振興課長 宿毛湾港での入出港イベントや観光案内などは、県と市で協力しながらやっています。例えば出港イベントでの音楽の演奏は、県が負担してますし、観光案

内や物販は宿毛市で対応していただいている状況です。宿毛湾港の場合は、寄港する乗客の大部分が日本人ということです。宿毛湾港の周辺は観光スポットが点在しており、高知市の中心街のように1か所に集約された場所がないことから、外国語対応や観光案内、シャトルバスについては、高知港並みの体制までは必要ないと考えているところです。

◎**今城委員** 宿毛湾港について、寄港数の増加に向けてどんな工夫をされていますか。

◎**大窪港湾振興課長** 高知港につきましては、順調に寄港数が増えているところですので、我々としても高知新港は、これからどんどん増やしていくというよりは、安定的に100隻をしっかりと確保していきたいと思っています。その一方で、宿毛市も含めて高知港以外の港にたくさん来ていただけるように、船社にはポートセールスを行っていききたいと考えているところです。

◎**今城委員** そのセールスをどんなに工夫しているか聞きたかったんですけどね。

◎**大窪港湾振興課長** 船社を訪問した際に、高知港だけじゃなくて、こういう港もあるんだよということもしっかりPRして理解いただいて、その周辺の観光施設についてもPRしております。

宿毛湾港の関係で言いますと、やっぱり四万十川ですとか、足摺岬といったところを積極的にPRさせていただいているところです。

◎**今城委員** そういうアイテムをつくって、数字で現れてくるようにしっかりとよろしくをお願いします。

◎**大窪港湾振興課長** 承知しました。頑張って取り組んでまいります。

◎**寺内副委員長** クルーズ船について、100隻をベースにということであったんですが、それはクルーズ船のにぎわいの分がいいかと思うんですけど。国際観光課の質疑でも出た分で、第7-3、7-4岸壁のバースを使用するんだったらいいんですけど、第7-2岸壁を使う場合、バルク用のバースになっています。今、港湾・海岸課が対応してくれと思うんですけど、石灰が当初の50万トンから100万トンという量になってきており、商船も過密な状態です。2隻がバッティングすることを防いだ形での100隻だったらいいんですけど、どうしても第7-2岸壁も使うことになると、競合しておのずとクルーズ船を優先するような形で、商船自体が高知港へ入らなくなれば、本来の定期便が損なわれることにもなりますので、その点をどのように考えられるか教えてください。

◎**大窪港湾振興課長** クルーズ船が2隻同時に入港する場合があります。その場合は、クルーズ船のバースとは別にバルク用のバースを利用しています。そちらの利用につきましては、あらかじめ関係する事業者と調整し、了解をもらった上で受入れについて決定している状況です。

◎**寺内副委員長** クルーズ船が来るから、その調整は仕方ないという声も聞こえてくることありますので、事前調整をしっかりやってもらって、納得の中でお願いします。県が

クルーズ船を入れて、2隻使うんやから、この寄港している商船が沖出しで一旦出るというお金を出すんだったら一定了承もあるでしょうけど、民間が自分たちでやる分をお願いベースであって、協力してやっていってるんで、経済活動的にも支障があるところもあるんで。ただ単なる連携だけじゃなくて、しっかりと納得もできる調整をお願いしておきたいと思うんですけどその点はどうですか。

◎大窪港湾振興課長 事業者にも納得いただける形で、しっかりと調整に努めてまいりたいと思います。

◎寺内副委員長 その中で、2隻がバッティングしないようなポートビジネスをぜひお願いしたいと思います。

先ほど今城委員が言われた分で、横浜、東京、名古屋、大阪、神戸の東から来て、東南アジア、韓国等の西へ向かう分、もしくは瀬戸内へ入っていくルートでは、途中寄港の高知港は、船員の休息の分で非常に便利なんですね。そのときに一旦早朝に高知港に入って、客船におられる方はおって、ツアーを希望される乗客はオプションツアー等で四万十川とか西へ行き、宿毛で受入れを行うというケースなんかも、1つの変形的な形で、他の港でやっているケースも聞くんですけど。そういった形態を今後ポートビジネスとしてやっていくべきじゃないかと思うんですけど、そのあたりはどうお考えですか。

◎大窪港湾振興課長 委員おっしゃられたのは、オーバーランドクルーズのことかと思えます。今年度、8月に高知新港に着いた翌日に宿毛湾港に行く機会がありました。オーバーランドクルーズができないか、我々も船社にPRして挑戦したんですけども、結局オーバーランドクルーズをするということは、1泊10万円ぐらいする船の権利を放棄することになり、お金が戻ってくるわけではありません。権利を放棄した上でさらに陸上での経費も払わないといけないので、なかなか難しいという話を伺ったため、今回は実施できなかった状況です。

◎寺内副委員長 オーバーランドクルーズというよりも、早朝に入って夜間出港になりますので、日中に船に乗られる方は乗っておって、宿毛湾港へ船を入れて着岸しておく。ツアーに行く方は西へ行き、ツアーが終われば着岸している船に乗る。晩の出港が高知港からじゃなく、先に宿毛湾港に移動して、宿毛湾港で受入れてから出港するケースです。だから宿泊ではないんですよ。船の出港時に、入港は高知、出港は宿毛というケースを言ってるんですけどね。そういった変形的なケースがあってもいいんじゃないかと思うんですけど。

◎大窪港湾振興課長 承知しました。宿毛湾港は、船のサイズの問題も当然ありますけれども、ぜひ検討してみたいと思います。

◎寺内副委員長 ぜひ御検討をお願いします。今日、国際観光課から、岸壁までは港湾振興課で、陸へ上がれば国際観光課がいろんな対応すると聞きました。経済効果でいうたら、

岸壁は岸壁使用料が取れると思うんですけど、大体客船の場合に岸壁使用料は1日どれくらい入っているのか。また、そのときに船は真水や燃料を積んだりしますけれども、高知港で積むケースがあって入港した場合、どれぐらいの経済効果があるのか分かれば教えてもらいたいと思います。

◎大窪港湾振興課長 今すぐに分かりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

◎寺内副委員長 船での食料です。船で乗客に出す分、また船員が食べる分について、高知の物産をポートビジネスの中で営業をかけれると思うんですけど、業務委託だけになっていますので、そんなところの目配りといった点は対応されているのでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 船内での食事に関して言いますと、主にラグジュアリー船とかの船長やコックをお招きして、県内で食事会をやって食材の紹介をさせていただくような取組は行っております。

先ほどの岸壁使用料、係船料ですけれども、1トン当たり3.75円です。1つの例になりますがMSCベリッシマという船の場合は8時入港、17時出港の場合、64万円です。

◎寺内副委員長 水とか燃料とかいうのは特段、高知港ではないですか。真水とか燃料とかも船は要るんでどこかで補給するんですよ。そんな分がもしあったらということで、参考に聞きたかったもんです。そこは、また後でいいです。

キャプテンとかクルーの幹部を食事会に招待するのはいいんですけど、船に積み込む食糧について、ポートビジネスとして高知の物産を船へ売り込んだり、実際に積み込んでいくということはあるのでしょうか。

◎大窪港湾振興課長 詳しく把握できておりませんので、そこもまた確認します。

◎寺内副委員長 どうしても乗客のほうになるが、実情、船員の食料も大きな分ですから、そこへポートビジネスをかけていけば、地産外商という形にもなってくると思います。せっかく100隻ということいろいろな形で力を入れとるんであれば、目配りしてもらえればと思うので、それは要請しておきます。

◎大窪港湾振興課長 承知いたしました。

◎西内委員長 日本船が8隻来てはいますが、これはもともと日本船の絶対数が少ないのか。あるいは日本船に乗る乗客の属性によってこういうことになるのか。何か伸びる余地があるのかどうか聞きたい。

それから、これは国際観光課に聞かないかん話かもしれませんが、シャトルバスの最終って何時頃ですか。朝早くに出港しとるんで、シャトルバスを夜遅くまで出してもいいんじゃないかと思ったので。

◎大窪港湾振興課長 日本船の関係ですけれども、やはり船の数自体が少ないので、どうしても回数は限られてしまうと思います。

シャトルバスについては、基本的には船の入港出港の時間に合わせた形で、運行されていると考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎西内委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは補正予算及び国の経済対策補正等に関する補正予算追加分につきまして説明いたします。

初めに、補正予算についてです。資料の1ページを御覧ください。

歳入予算につきましては、国庫支出金などについて、588万円の増額をお願いするものです。2ページを御覧ください。歳出予算についてです。内容につきましては、歳出予算で説明いたします。1目海岸費の1海岸漂着物等地域対策推進事業費につきましては、本年9月初旬の台風15号等により、須崎市の須崎港海岸ほか6海岸におきまして、流木が海岸に打ち上がったことから、処理する費用として571万7,000円の増額をお願いするものです。

4ページを御覧ください。次に、経済対策に関する補正について説明します。今回の補正は、国の経済対策予算を活用しまして、浦戸湾の三重防護対策などの整備を促進するものです。

まず、歳入予算から説明いたします。歳入予算につきましては、分担金、負担金、国庫支出金と、5ページの県債について、最下段の補正額の欄に記載しております、合計で41億3,298万9,000円の増額をお願いするものです。6ページを御覧ください。内容につきましては、歳出予算で説明いたします。7項港湾費につきましては、24億9,524万8,000円の増額をお願いするもので、浦戸湾の三重防護対策の第1ラインとなる防波堤の港湾施設や、老朽化対策などの整備を行うものです。

表の最下段にあります、8項海岸費につきましては、16億3,706万7,000円の増額をお願いするもので、7ページ、2目耕地海岸保全費、3目漁港海岸保全費、4目河川海岸保全費、8ページの5目港湾海岸保全費につきましては、浦戸湾における三重防護対策の第2、第3ラインとなる海岸堤防の耐震補強などの推進や、沿岸部の高潮高波対策などの整備を行うものです。

以上、最下段にありますように、港湾費、海岸費を合計して、41億3,231万5,000円の増額をお願いするものです。

10ページを御覧ください。続きまして、繰越明許費について説明いたします。繰越明許費につきましては、9月議会で御承認いただいていたのですが、その後の状況の変化により追加及び変更をお願いするものです。

表の8項海岸費の3目漁港海岸保全費の漁港海岸老朽化対策緊急事業費は、国の補正予

算による追加で、11ページの7項港湾費の3目港湾建設費、その下の8項海岸費の2目耕地海岸保全費から5目港湾海岸保全費までにつきましては、国の補正予算により、表の上段にあります、71億4,592万1,000円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

12ページを御覧ください。債務負担行為の追加です。

土木部では、公共事業の発注、施工時期等の平準化推進の取組を進めており、来年度予算計上する予定で、早期発注が可能な奈半利港等のしゅんせつ工事6,000万円、室戸市における鹿岡海岸の防護柵設置工事720万円、香南市における手結港海岸などの修繕工事780万円を、年度内に発注するための債務負担行為をお願いするものです。

港湾・海岸課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 海岸漂着物等地域対策推進事業について、流木等が多かったということですが、これは回収して全部焼却処分しているのか。バイオマス発電なんかに利用したらどうかと思ったりもするんですけど、どんな処分の仕方でしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 全部処分しております。

◎細木委員 なかなか木材が足りないということもあるので、ぬれていて燃やすのは大変かもしれませんが。あまりにももったいないような、資源としての価値もあるんじゃないかと思ったりもしますので、また検討していただけたらと思います。

あと、今回補正がかなり大きくて経済対策的な側面もあるんですけど、県内の業者は、こういうものを受けていく事業者があって計画どおり予算が消化できる見込みがあるのか。県外の業者に頼まんといかんような事情があるのかどうなっているんでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 基本的には、県内企業ができる工事は、全て県内企業への発注に努めているところです。

◎細木委員 そういう対応が可能か。

◎岡本港湾・海岸課長 全部可能です。

◎今城委員 本会議での土木部長の答弁の中で、国土強靱化の中期計画で2割増という言葉がありましたけど、去年の内示額と比べて今年の12月が2割増ぐらいになって、やっぱり内示によって落ちて、2月の補正で落としてくるんですよ。そのあたり、道路が落ちるとか、港湾が落ちるとか、河川が落ちるとか、内示率が異常に低くなるがはどれであるというがはあるんですか。

◎大野土木部副部長 現状で予算を積み上げているのは、もちろん国の予算もまだ成立しておりませんので、国としても県に、例えば河川の部分で幾らということは基本的には示されていません。ただ、国土強靱化の全体予算の伸び率とか、昨年度までの内示率なんか

を鑑みまして、まずは県にこれぐらいはくるだろうということで、予算を計上させてもらっているところです。

◎今城委員 12月は去年より1億円ぐらい少ないんですよね。それを内示と比べたらやっぱり多く見えるけど、これ見せ方でしょうかね。

◎大野土木部副部長 昨年度、我々が上程させていただいた追加の国土強靱化等に関する経済対策補正予算と対応を仮にしても、実際は2月議会の実際のお金の全容が分かっておりますので、やはり対比するには、実のほうを見ていただいたほうがいいということで、そういう見せ方をさせてもらっています。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、土木部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈道路課〉

◎西内委員長 まず、県道坂瀬吉野線の道路工事における希少植物消失について、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 県道坂瀬吉野線の道路工事における希少植物消失について、説明いたします。資料の2ページを御覧ください。

事案概要にありますとおり、本年8月に着手しました県道坂瀬吉野線の本山町坂本地区における拡幅工事において、高知県レッドデータブックでごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い、絶滅危惧1A類に分類されているマダイオウの生息域の消失が判明しました。

詳細について説明いたしますので、3ページを御覧ください。道路工事は、延長60メートルの1.5車線の道路整備で、工事範囲を赤色で着色しております。マダイオウは中央の平面図左下の写真図にありますとおり、山留擁壁を施工する箇所が生息していたとされています。現在は右下の写真のとおり、擁壁が施工され生息域が消失しています。

恐れ入りますが2ページにお戻りください。こうした希少植物への配慮については、一定規模以上の工事では、環境影響評価法に基づく環境影響評価や、高知県の文化環境評価システムといった仕組みがあります。一方で、これらの対象とならない小規模工事では、希少植物の情報が得られた場合、専門機関に確認等を依頼しています。

今回の事案発生要因としては、生息域が道路沿いで毎年草刈りを行っている箇所であったことや、希少植物に関する情報がなかったことから、専門機関への確認には至っておりませんでした。また、小規模工事における希少植物の有無の確認は、自然共生課経由で

専門機関に依頼するか、独自の調査委託を行うかのいずれかが必要ですが、今回の事案のように事前に希少植物の情報がない全ての工事についてこれらを行うことは、多くの労力と費用を要するため困難であり、事前確認を行う仕組みが十分ではなかったと考えております。

判明後の対応としましては、県道坂瀬吉野線においては、草刈り箇所と工事予定箇所について、自然共生課に希少植物の有無の確認を依頼中です。今後、他の路線の工事等については、林業振興・環境部から希少植物の生息分布情報が提供される予定と聞いていますので、その情報をもとに事前確認を行い、生息が見込まれる場合には専門機関に確認を依頼することを徹底し、再発防止を図ります。

道路課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 牧野植物園から連絡があったというのは、牧野植物園がわざわざそこへ見に行き何らかの連絡があったのか。どういう過程で判明したのか。

◎中村道路課長 11月に牧野植物園から自然共生課に、マダイオウが生息しているところで工事がされているという連絡があって判明したものになります。牧野植物園の方がどういふふうなことで現地を見られたかまでは、私どものほうでは把握できておりませんが、そうした連絡があって、確認したところ消失が判明しました。

◎今城委員 今後、希少植物があったら、もう擁壁を造ることができのでしょうか。

◎中村道路課長 今後につきましては、希少植物の有無を確認した上で、専門家の御助言もいただいて、移植をするといったことも考えた上で対応していかなければならないと考えております。

◎今城委員 難しいですね。

◎細木委員 このマダイオウというのは、ここ以外には植生を確認されていないですか。

◎中村道路課長 詳しい分布までは承知をしておりますが、ネットとかで調べたところによりますと、栲原町でも確認されたという記事は見たことがあります。

◎細木委員 希少植物はあまり宣伝したら、盗掘じゃないけど荒らされるという反面もあるので、なかなか難しい対応ではあると思うんですけど、失われたらもう戻らないということでもあるので、そのさび分けも含めて、しっかり自然共生課とも密に連携をとっていただきたいと思います。

◎横地土木部長 細木委員から御指摘のとおりでありまして、この情報の扱いはなかなか難しいところかと思っております。ただ、先ほど道路課長からも説明させていただいたとおり、全てにわたって土木部あるいは事務所から、自然共生課に確認するというのは、現実的じゃないと考えております。もちろん我々の中でしっかり情報管理はしつつ、やはり希少植物の生息分布情報を提供いただくことによって、土木部でも確認ができることにな

れば、ある程度合理的な対応を取っていけるんじゃないかと思っておりますので、今後は林業振興・環境部の対応を待ちたいと思います。

◎**金岡委員** この汗見川にいろんな植物があるということもあって、非常に注目をしているところです。恐らく調査員の方がいらっしゃいますので、その情報ではなかったのかなと思っています。かといって、地元の方は早く拡幅をしてくれと望んでいますので、そこで、いやそこにはいろんな希少植物があるから、なかなか拡幅工事も危ないということになると、これもまずいで。ですから連絡調整を頻繁にやっていただいで、進めていただいたらいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎**中村道路課長** 御指摘いただいたとおり、連絡調整をしっかりとしながら、事業が止まることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎**今城委員** 草刈りもせられんが。

◎**中村道路課長** 今までずっと年2回、この路線も草刈りをしておりましたが、消失はしておりませんでしたので、草刈りで問題がなかった植物ではないかと考えておりますが、今後、希少植物の生息分布情報をいただいた上で、もし草刈りが駄目だということであれば、そこは配慮しなければならないと考えます。ただ、これまでずっと道路維持管理で、長い年月草刈りをしてきておりますが、それで問題があるということは聞いておりませんので、維持管理については問題がないと考えております。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎**西内委員長** 次に、高知港海岸事業再評価（三重防護）について、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎**岡本港湾・海岸課長** 港湾・海岸課から高知港海岸三重防護の事業再評価につきまして、御報告いたします。

2 ページを御覧ください。資料は、令和7年12月5日に国より実施されました、第3回四国地方整備局事業評価監視委員会において審議された資料の中から抜粋しております。まず、事業の目的についてです。南海トラフ地震は、地震発生確率が最も高い分類に位置づけられており、広域地盤沈下と液状化による海岸保全施設の倒壊に加え、浦戸湾の湾奥部に広がるゼロメートル地帯も相まって、大規模かつ長期的な浸水被害の発生が懸念されています。

本事業は、南海トラフ地震・津波に備えるため、高知港海岸において三重防護の方針により、海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を守るものです。

3 ページを御覧ください。次の、事業内容につきましては、前回からの変更箇所は赤書きの箇所となっております。

まず、事業期間ですが、平成28年度から令和13年度で変更はありません。

次の、事業費につきましては、前回事業評価時の令和2年度から300億円の増で940億円となります。後ほど、その内訳について御説明いたします。

4ページを御覧ください。事業の投資効果についてです。本事業のような大規模な事業では、事業実施の判断材料として津波浸水シミュレーションを実施し、浸水が想定される地域の家屋、事業所、農地等の資産や、橋、道路等の公共土木施設資産等の価値を積み上げて、浸水被害額を算出しております。その結果、資料の中段の赤囲みにあります、浸水面積は1,445ヘクタール、浸水被害額は、資料の下段にあります、2兆3,667億円となっております。

5ページをお願いします。事業費の見直しについてです。今回の事業再評価に伴います事業費の増額分は、合計で438億円となります。事業費が増となった主な要因としましては、大きく2つに分けますと、労務費、資材価格の上昇と現地での施工を進める上で判明した土質、現場条件の不一致、設計基準の改定となります。割合としましては、おおむね前者が3割、後者が7割となっております。

一方で、事業費減額への取組を行っており、具体的には対策工法の見直し等により138億円の減額となっており、増額分と減額分を合わせて、総事業費合計300億円の増額となっております。

今後も引き続き政策提言活動に取り組み、事業の必要性を訴えて整備に必要な予算確保を行うとともに、早期完成と整備効果の発現を目指して、国と県で事業の推進に取り組んでまいります。

以上で、港湾・海岸課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 現場・自然条件への対応というところで、今回増加の要因になっているんですけど、土質条件を踏まえた施工方法を検討した結果の増ということですけど、令和2年の時点で既に調査しているはずですよ。ほんで、条件が変わったわけじゃないんですよ。調査結果がどういう流れで不一致に変化したんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 令和2年度の評価では、まだその調査ができていなくて、それ以降の調査で地盤条件が変わったものになります。

◎土居委員 承知しました。あと1点、削減効果で護岸から水門に変更することでコストを随分と削減できているんですけど、大事なのはそこで津波防災力が変わらないのかというところですけど、その辺は大丈夫でしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 この水門につきましては、国直轄施工の分担の工事となっております。そちらの設計の段階で、地震があつて感知したら閉まるような構造も検討されているという内容を聞いていますので、地震があつて津波が来たときには閉まる確実性はあ

るものと認識しております。

◎土居委員 5年間で300億円ちょっと増加しているということは、今後も継続的にコストが増加していくリスクがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺は県としてどう考えて対処していくのか。

◎岡本港湾・海岸課長 実はまだ未設計区間も少し残っておる状況でして、今後、事業費増加の可能性もあり得ると思います。しかしながら、今回のように事業費削減の取組も併せて進めておりますので、そのときには別途御報告させていただきたいと思っております。

◎細木委員 さきほどの土居委員の質疑に関連して、この資料で見たら、湾口部の護岸を水門にするのと、湾奥部の護岸を水門にするのとでは津波の到達時間が違うので、動力源が電気なのか分からんですけど、水門が確実に閉まることが前提なので、もし閉まらなかった場合は、やっぱり護岸にしとってほしかったとならないように、新川川辺りの住民の方には説明をして、納得されているのかどうか。

◎岡本港湾・海岸課長 こちらの施工については国の施工区間となっております、地元説明につきましては国と県も参加して、一定地元の皆様の了解も得られたと認識しております。

◎坂本委員 さきほどの話だと常時開けておいて、揺れを感知しときだけ閉めるということです。県の陸こうは、常時閉鎖しておいて必要なときに開けるという方針ですよ。国は逆ということでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 こちらの構造物は水門で、常に水が入っている状況ですので、ふだんは開いていることが前提だと思っております。

◎坂本委員 県の水門もありますよね。県の水門でも、実際揺れたら閉まる形になっているんですけど、揺れたら閉まるという信頼性というのは、もう揺れてみんと分からんということですか。

◎岡本港湾・海岸課長 構造物ができた後は、恐らくですけども、年1回試験動作としまして、動作の確実性は確認されていくものだと考えております。

◎坂本委員 県の水門も試験動作はしているんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 高知土木管内で所管する排水機場でも、揺れたら閉まるという運用をしているんですけども、そちらについては定期的に、高潮時に上げ下げをして動作の確認をやっている状況です。

◎坂本委員 高潮時の上げ下げは手動によってですけど、地震のときは結局揺れによる感知器を置いていますよね。その動作実験は、なかなか難しいですよ。

◎岡本港湾・海岸課長 運用がこれからどうなるのかまだ分からない部分があるんですけども、恐らく試験的に何らかの信号をキャッチしたら閉まるとか、電波を試験的に流すというような動作確認をされるのではないかと考えております。

◎今城委員 今年度末時点での、直轄の進捗率と県の進捗率、残工事は延長ベース、金額

ベースであとどのくらい残っているんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 まず、今年度末の国の進捗率は、海岸事業で50%前後だったと思います。県の事業費ベースもそれを少し上回る50%台だったと認識しています。整備の延長ベースですけれども、それが少し遅れていて、国の事業進捗ベースですと、4割に届いてないイメージだったと思います。県についても同じぐらいの進捗率だったと認識しております。

◎今城委員 そしたら3工事で約500億円残っているということですか。

◎岡本港湾・海岸課長 今回の300億円を上乗せして、おおむね500億円の残事業費となっております。

◎今城委員 5年でやろうとしたら100億ずつ。

◎岡本港湾・海岸課長 令和13年までで、あと6年ぐらいありますので、大体80億円ぐらいと試算しております。

◎細木委員 この湾奥部の護岸から水門にしたところ、東孕の辺りと思いますけど。この部分とさっきの長浜川、新川川のところで、どういうふうな説明の資料で、どんな意見があったか承されたのか、もしつかんじょったら後でも構いませんが、資料を回してもらったら。

◎岡本港湾・海岸課長 分かりました。

◎寺内副委員長 令和6年9月定例会で、国の三重防護の見直しの関係で、浦戸地区の防護ライン、浦戸地区の船だまりを、現状の位置から防護ライン水際に変更するという要望が住民から上がっていたんですけど、今回の見直しでそのような方向になるのかどうか、方向性みたいなものが分かれば教えてもらいたいですけど。

◎岡本港湾・海岸課長 今、国のほうで地元の方と協議をしまして、防護ラインの位置を少し前面に出すような検討をされていると聞いております。

◎寺内副委員長 部長の答弁でも、国縣市連携して対応するということでしたので、土木部としてもまたよろしく申し上げます。

あと1点、三重防護の県の所管分で教えてほしいんですけど、高知市中央卸売市場のある弘化台地区の堤防の工事は、いつ頃やっていくんでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 弘化台地区の現地測量にはもうそろそろ入っていくというスケジュール的なものを持ってしまして。遅くとも来年以降には、現地調査をしながら、設計とか防護ラインの位置も検討していきたいと思っていますところでは。

◎寺内副委員長 あそこら辺は水産関係の企業も、結構な人数の方がおられ、非常に心配している点もあるんで、住民の説明も含めて、少しでも早く計画を立ててもらいたいということを要望しておきます。

あわせて、そこに非常に大きな陸こうがあるんですけど、機械式で閉めるのに非常に時

間がかかるんですよね。私が港湾関係者の話を聞くと、閉鎖してもいい陸こうについて多く意見を持たれています。既に造っておるからそのままというよりも、閉まるのに約30分かかかるようなものがありますので、すばらしい機器ですけども、今使わないんやったらやっぱり閉めておくのが1つの手じゃないかと思うんで、その点も高知土木事務所と連携して検討してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 現在、利用頻度の少ない陸こうについては、極力閉鎖していきたいという考えを持っているところです。一方で、ふだん使いのところもありますので、利用頻度の少ない分については統廃合とかも検討していきたいと思っているところです。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

#### 〈港湾振興課〉

◎大窪港湾振興課長 先ほど寺内副委員長から、船員向けの食材についてのお問合せをいただきましたかと思えます。船員と乗客含めてになりますけれども、これまで日本船を中心に、船内で食材採用をしてもらうために、食材調達担当者や料理長を高知に招待して、生産現場を見ていただいた事例があります。その結果、飛鳥Ⅱの船内でデュロックファーム社の四万十ポーク、高知アイス社の山北みかんのアイスを船内で採用していただいた実績があります。

もう1点、クルーズ船の給水と燃料給油についてお問合せいただきました。給水については行っているということですが、燃料給油については、給油用の補給船が本県にはないということで、燃料給油の実績はない状況です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎寺内副委員長 ぜひとも地産外商で船内に向けても、ポートビジネスをやってもらいたいと思えますのでよろしくお願いします。

◎大窪港湾振興課長 承知いたしました。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾振興課を終わります。

これで、土木部を終わります。

#### 《採決》

◎西内委員長 これより採決を行います。

今回は議案数9件で、予算議案5件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「令和7年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第21号「高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第21号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号「高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号「高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号「県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第32号「令和7年度高知県流域下水道事業会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第32号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

〈執行部退席〉

◎西内委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日16日の火曜日の委員会は休会とし、17日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願います。

これで本日の委員会を閉会します。

(15時25分閉会)